

建設経済の最新情報ファイル

RICE monthly

RESEARCH INSTITUTE OF
CONSTRUCTION AND ECONOMY

研究所だより

No. 302

2014 4

CONTENTS

視点・論点	パラダイム転換とマインドセット	1
I.	建設経済研究所主催 2013 年度講演会レポート	2
	青山侑先生（明治大学公共政策大学院・教授）		
	丸谷浩明先生（東北大学災害科学国際研究所・教授）		
II.	2014 年 3 月期第 3 四半期決算 主要建設会社決算分析	13
III.	東日本大震災からの復興の現状	23
IV.	建設関連産業の動向 — ガラス工事業 —	32



一般財団法人 **建設経済研究所**

〒105-0003 東京都港区西新橋3-25-33NP御成門ビル8F

Tel: 03-3433-5011 Fax: 03-3433-5239

URL: [http:// www.rice.or.jp](http://www.rice.or.jp)

パラダイム転換とマインドセット

研究理事 小林 浩史

2014年に入って、今までの流れとは大きく異なる動きが見えてきた。一つは労働力不足の顕在化であり、もう一つは我が国の貿易赤字の定着である。

我が国の雇用情勢は昨年の後半から目に見えて改善しており、失業率が4%の大台を下回ったほか、全国の有効求人倍率も久しぶりに1を上回る水準にまで回復している。それに呼応するように、企業の雇用余剰感は急速に小さくなっており、直近の日銀短観では「不足」が「過剰」を上回る状況となっている。

一方、対外収支では、貿易赤字が拡大している。実は、すでに2011年に貿易収支は赤字に転じていたのだが、当時は原発の停止に伴う原油等の輸入急増による一時的な変化と受け止められていた。その後、円安に転じた後は、当面のJカーブ効果によるものという説明がなされ、いずれは日本の製造業の輸出競争力が改善して、黒字基調に戻るだろうと言われてきた。

しかし、貿易赤字は年を追うごとに拡大して行き、2013年通年での貿易赤字幅は10兆円を超え、1985年以降最大の赤字幅を記録するにいった。

これらの経済データは、循環的・短期的要因で説明できる部分もある。雇用情勢について言えば、消費税の引き上げに伴う景気の冷え込みによって、自動車等の耐久消費財や住宅建設が落ち込み、この夏以降の展開は再び悪化に転じると見ることも可能である。

また、対外収支についても、消費税対応の駆け込み需要が剥落すれば、電気製品の輸入額が減少に転じ、貿易収支が改善することが見込まれる。

他方、構造的変化をこうした統計情報の背後に読み取ることも可能と思われる。雇用統計については、団塊世代の労働市場からの退出に伴い、若年労働力を中心として人手不足が恒常化していく、という見立てが成り立つ。また、対外収支についても、海外製造拠点の定着による現地調達率の向上や、委託生産の本格化に伴う逆輸入の拡大など、我が国の経済構造が成熟化したあかしであるとの説明もありうる。

現時点で、これらの要因のいずれが正しいかを判断することは難しい。ここで指摘しておきたい点は、どちらが正しいかということではなく、もしかすると私たちは一つの時代の転機に立ち会っているのではないか、という意識を持つことだ。

「人手不足は一時的だろう」、「貿易赤字はいずれ解消するだろう」、なぜなら「今までずっとそうではなかったから」、という考え方を“マインドセット”と呼ぶ。一方、「もしかすると時代が大きく変わる兆しではないか」という見方を“パラダイム転換”と呼ぼう。変化の時代に備えるためには、マインドセットから抜け出し、パラダイム転換のシナリオに思いを巡らせることが重要だろう。「日本全体が労働力不足の時代に入ったのかもしれない」、「日本は貿易赤字国に転じたのではないか」という発想を持つことが大切なのだ。

すでにパラダイム転換を行い、非正規雇用の全面的な正規化に踏み切る企業も現れてきている。その読みが当たるかどうかはこれからになるだろう。しかし、先手を打って新たなパラダイムに賭けるのが企業経営というものだろう。今後の流れに注目したい。

I. 建設経済研究所主催 2013 年度講演会レポート

2月12日、明治大学公共政策大学院・教授 青山侑先生、東北大学災害科学国際研究所（人間・社会対応研究分野）・教授 丸谷浩明先生をお招きし、（一財）建設経済研究所講演会を開催しましたところ、多数の方にご来場いただきました。あらためて感謝申し上げますとともに、以下に講演会の概要をご報告します。

【開催要領】

1. 日 時 平成 26 年 2 月 12 日（水）13 時 00 分～16 時 00 分
2. 場 所 東京都中央区 浜離宮建設プラザ 10 階大会議室
3. 講 師 第 1 部 青山侑先生（明治大学公共政策大学院・教授）
「2020 オリンピックと東京の未来」
第 2 部 丸谷浩明先生（東北大学災害科学国際研究所・教授）
「大地震など様々な発生事象に備えた事業・業務継続マネジメント」

第 1 部 明治大学公共政策大学院・教授 青山侑先生 「2020 オリンピックと東京の未来」

1. 東京オリンピックと都市整備

2020 年のオリンピックは東京にとって 1964 年のオリンピックとは全く性格が異なるものになると言える。1964 年までの東京は 1945 年の戦災復興計画を GHQ に実行させてもらえず、1923 年にインフラ整備をしたままの東京であった。1964 年の東京オリンピックが決定



したのを機に首都高速道路、環状七号線道路、都市内の連続立体交差道路や新幹線ネットワークを実現し、これらはその後の日本の経済成長を支えるインフラとなった。1964 年の東京オリンピックは都市づくりの面からいうと非常に意義の深いものであった。

一方、2020 年のオリンピックを迎える今日の東京は既に成熟社会を迎えている。成熟社会というのは少子高齢化、人口の減少が良く言われるが、大きな特徴は、人々は生活の質の向上をあくまでも追求するという点で、スポーツやエンターテインメント、アートについての都市整備が要求されている。これは充実した公共交通網を持ち、治安の良さや移動のしやすさを誇る東京がニューヨークやロンドンに比べてこれだけは負けているという点であり、2020 年のオリンピックはこの「生活の質の向

上」を実現させていくこととなる。更に近年のオリンピックではパラリンピックの持つウェイトが非常に大きくなっており、バリアフリーやソーシャルインクルージングもキーワードとなっている。

2. 情報化時代と東京大都市圏

東京は1923年の関東大震災後、環状1号線～環状8号線までの8本の道路計画を定めた。ニューヨークやシカゴなど基盤の目状の道路計画というのが世界の主流であったが、これは皇居を中心とした道路構想、環状都市構想であった。東京都は1964年のオリンピック後もこの考え方を踏襲し、3環状と言われる首都高速道路の中央環状線、外かん、圏央道の3本の環状道路を戦後計画した。これらは東京都というよりも政府の関東地方に関しての都市構造、道路構造の計画によって主導されたという面がある。結果的には圏央道の直径100kmの道路が、現在の東京大都市圏の骨格を成すこととなった。

世界一の経済力をもつ東京都市圏

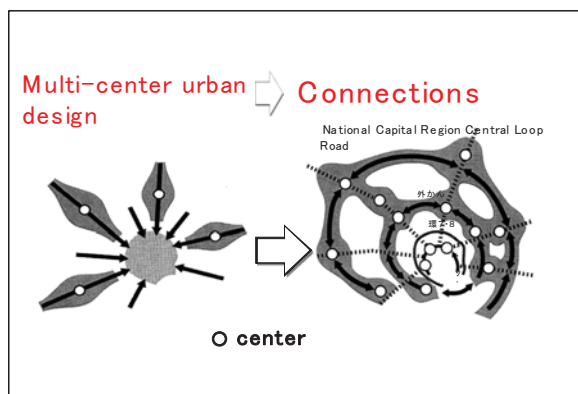
東京都市圏(1都3県13000?・直径200km)
 GRP1652+億ドル3500万人
 NY都市圏(NY10郡NJ12郡PEN1郡17000?・直径300km)
 GRP1214+億ドル1890万人
 LONDON都市圏(GLONDON+a15000?・直径160km)
 GRP377+億ドル1500万人
 (東京都『東京都市白書2013』)

この直径約100kmの圏央道の大都市圏は行政区域とは別に東京大都市圏を形成している。GRPの金額を見るとニューヨーク大都市圏、ロンドン大都市圏、東京大都市圏が圧倒的な経済力をもっていることがわかる。経済力からいうと東京は極めて効率の良い都市であると言える。

東京の一般道路から高速道路まで連続立体交差の環状道路の都市構造は都心と郊外

との移動が重点だった工業化時代に比べて、それぞれの地域同士の移動が活発化するという情報化時代に見合ったものであるといえる。

国土交通省と関東地方の自治体とが協力して行っている調査に首都圏のパーソントリップ調査というものがあるが、典型的な一年のうちのある一日を取って、人々がどこからどこに移動したかを調査するものである。この調査から1988年から1998年の10年間の間に東京区部から東京多摩に移動した人の増加率が増加していないという事がわかった。これは



郊外から都心への通勤移動よりも20世紀の最後の10年間においては各地点同士の移動の方が増えているということである。これが理論的に言われていた工業化時代に比べて情報化時代には都心と郊外の移動よりも郊外の各地点間の移動の方が増えているということである。

工業化時代には都心の本社に従業員を抱え、事務処理機能などを集中させていたが、IT技術の発達した情報化時代にはそれらが郊外に移転されるという、良く議論されていた理論が東京では実証されたのである。

3. 2020年東京オリンピックのプラン

2020年東京オリンピックは晴海の選手村を中心として半径8km以内にほぼ全ての競技場が入る計画であり、コンパクトなプランを売りとし誘致活動を行った。しかし、この点では2012年のロンドンオリンピックはロンドン東部にほぼ全てを入れる計画で、東京よりもコンパクトであり、あまり感動されなかった。むしろ東京のような経済力で世界一の大都市で開催されるオリンピックという点で非常に新鮮に受け止められた。

都心で行うオリンピックゆえに様々な議論もある。メインスタジアムは私たちの持っている国立競技場を7月には取り壊して全天候型の新しいスタジアムを作る計画だが、東京都はオリンピックが決まる前から都市計画を変更して、ここに巨大なステーションヘルメットデザインの開閉式のドームを計画していた。これについては神宮の景観を壊すという事で論争が起きたのはご承知の通りである。

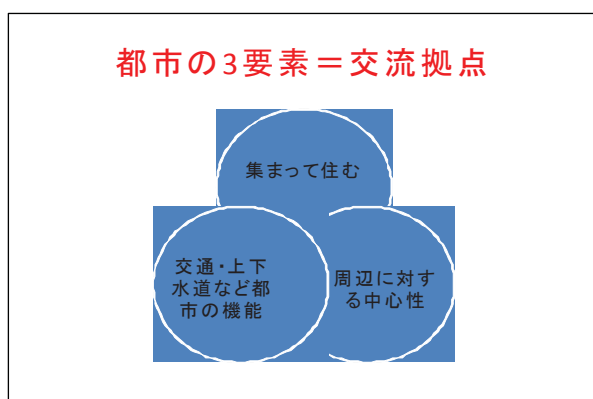
選手村は晴海の旧国際展示場跡地を使用する予定である。都が土地を提供し、民間デベロッパーが建物を建て、オリンピック後は分譲もしくは賃貸住宅として活用するというコンセプトでスタートしている。しかし、2020年はちょうど東京都の人口予測からいうとピークであり、その後は減少していく時期に1万6,000~1万7,000戸の大量の住宅供給があつて良いのかという問題がある。住宅増加に伴う交通の便についての議論も残っている。

また、臨海地域に国際水泳競技場など様々な競技施設が作られる予定であるが、オリンピック後にそれらを活用出来るのかという問題も残る。一部は当然、仮設にする事となるが、6年後、スポーツやエンターテインメントをめぐるのは日本の社会、人々の関心が大きく変化するであろう事なども勘案し、計画を詰めていく必要がある。

4. 都市の三要素

都市の三要素をここに記すが、都市というのは経済、人、文化が交流する交流拠点という性格を持っており、まさにオリンピックは都市性というものについて深く考えさせられる。また、これからの都市というのをアピールするという意味ではやはり交流拠点性というのが非常に大きな要素になってくる。おさらいをするとならば **The Mature Society**、すなわち成熟社会への対応としてデニス・ガポールが「生活の質の成長」というキーワードを挙げたが、このキーワードを2020年の東京オリンピックに向けて度々議論するということになる。経済的な観点でいうと工業化時代が情報化時代に変化してきたことに伴って、人々の価値観も非常に多様化してきた。工業化時代には人々の価値観は同じ方向を向いていたが、成熟社会では

価値観が多様化し、今日議論されているところである。



しかし、私達が持っている都市計画法は成熟社会に見合ったように変わってはいない。都市計画法を変えようと議論を10年以上も重ねてきたが結局変えられず、ほとんど都市計画法の抜本改正はあきらめたというのが現状である。今の都市計画法は40年位前に作られ、農村との調和から始めて、住居、工業、商業と用途を画然と分けるゾーニングが基本となっている。用途が

更に細分化されて決まると、半自動的に容積率や建蔽率が決まるとというのが現在の都市計画法の基本である。用途を分けるという事自体が現代では陳腐化しており、人々の価値観や要求とはすぐわなくなってきた。但し、実際にはその容積率や建蔽率を変えていくと、景観や建築紛争を含めて、都市が大混乱に陥るので、そこで出来たのが2000年の都市再生法であった。結果的には都市再生法で緊急整備地域等は都市計画法の一般原則と違うやり方をする事になったが、都市計画法で決めた地区計画が特別法である都市再生法の緊急整備地域に優先してしまうという、矛盾もはらんでいる。都市再生法の緊急整備地域が、本当にその趣旨が徹底するように一般法の都市計画法は限定的にしか適用されなくするのが良いが、なかなかそうならないのが現状である。一方で住宅法だけは絵に描いたような量的充実が中心だった住宅建設計画を全面改正して、住生活基本法という住宅の質の向上という法律に変えることが出来た。

2004年ロンドン市の長期計画はソーシャルインクルージョンを実現する為に2012年のロンドンオリンピック招致を宣言した。オリンピックを開催するにあたって、いわゆる富裕層の住む西部ではなく、貧困層、それも多くの移民が住むロンドン東部で開催する事によって彼らに職や教育、福祉をもたらすというのがソーシャルインクルージョンの考え方であった。これがオリンピック憲章の世界平和と差別の解消に合致し、ロンドンオリンピックを招致出来た要因であるとロンドンオリンピック招致運動の関係者は話している。

オリンピックスタジアムと一緒に整備されたロンドン東部のウェストフィールドのショッピングセンターは約200の店舗の従業員のほとんどがロンドン東部に住むと思われる移民であり、買い物を楽しんでいる人達も生粋のロンドン人ではなく、様々な人種がいる。これがロンドンオリンピックの最大の遺産であり、オリンピックはロンドンの街づくりを大きく変えることとなった。1964年の東京オリンピックでは日本の女子バレーボールチームが当時のソ連を相手に大健闘して、一気に日本でママさんバレーがブームとなった。日本ではそれまでも女性が働きに出るのは普通であったが、楽しみの為に家事を誰かに任せて外出するという事が今日、当たり前となったのである。このように社会が思わぬ所で変化するというのがオリンピックの魔力である。

5. 新しいまちづくりへの課題

東京はロンドンやニューヨークに比べるとはるかにインフラが整備されていて、公共交通の定時運行や安全性、広大なスラムを持たないという都市としての利点を持っている。特にニューヨークの地下鉄は州政府が持っているが、州政府は郊外鉄道がかなり老朽化し、事故が頻発しているの、そちらの安全投資を優先しており、なかなかニューヨークの地下鉄が改善出来ない。特に広大なスラム、1920年代、30年代に作った公営住宅が一斉に老朽化してスラム化しておりこれを改善する事は大変な事である。一方で東京は優位性を活かして今後どう変えていくかということになる。

20世紀から21世紀にかけて都市のキーワードは効率性から快適性へ変わったと言われている。EU83都市は申し合わせて、これからは「土地利用計画」ではなくて「空間計画」だと言ひ、アメリカは「成長管理政策」から「賢い成長」だと言ひ出した。これらはいずれも都市を都市計画としてゾーニングで考えるのではなく、福祉、教育、経済、環境など総合的に考えるという事で、ヨーロッパ、アメリカ、日本の考え方が同時に変化してきたのである。合わせてコンパクトシティも所謂、「こじんまりとした」という意味でなく高密度都市という意味でミックスユースを中心に使われるようになったという変化があった。そのような状況下で東京は6年後にオリンピックを開催することになる。

東京が抱える課題の一つに公共交通がある。最近、地下鉄や私鉄やJRが人身事故で止まるという事態に良く遭遇する。ホームの安全柵の設置を進めなければならないが進んでおらず、大きな理由としてはコストの問題があった。昨今いよいよ早める機運となったが、東京の場合、鉄道の即時性、ダイヤを守る定時運行がロンドンなどに比べてはるかに優位性を持っており、これをどう維持しながら行うかというのが大きな課題である。また、20世紀に決まっていた、地下鉄8号線の計画、特に豊洲の近辺にオリンピック関連の競技場が出来るということもあるが、これが一つの課題になっている。それから、羽田新空港線についてもいろいろな構想があるが、成田空港は2本の滑走路で京成が2本、JRが1本の3本の鉄道が入っており、羽田空港は4本滑走路があるのに京急とモノレールしか入っていない。これはかなりバス輸送に依存しているということである。羽田空港がらみの鉄道機能は6年後のオリンピックに間に合う間に合わないは別として一つの論点として浮上してきている。

東京23区は必ず徒歩圏内に駅があり、2本の山手線と大江戸線という環状線を持っている。都市周辺部では武蔵野線もあり、合計3本と言っても良い。さらに郊外電車と都心の地下鉄とが相互直通運転をしており、これは海外ではほとんど見られないシステムであり、都心と郊外を移動するのに非常に便利である。これらの理由によって東京の鉄道ネットワークは世界の大都市の中では最も優れていると評価されている。ニューヨークの地下鉄は2012年のハリケーンでは排水設備が機能せずに1週間にわたって半分近い地下鉄が止まった。東京では200万人以上が海拔0m地帯に住んでいるが、堤防や水門が整備されている。私はここで声を大にして言いたい、損害保険の東京の保険料が高いというのは誠に不当な話で災害危

険性からいうとニューヨークやロンドンの方がずっと高い。特に気候変動の影響というのは受けやすい街である。これらの優位性を東京は守っていかなくてはならないが、東京の最大の弱点はやはり環七沿道に広がる密集住宅地をどうするかである。東京は今でも被害想定をすると火災による死者が多い。消防自動車が入れない、つまり 4m 幅がないと入れない、6 m幅がないと曲がれないのであるが、それが関東大震災の復興計画以来、私達は 100 年近くまだこれを実行出来ておらず、最大の課題となっている。

6. 2020 年東京オリンピックに向けて

東京丸の内の写真を海外で見せると、「これはどこだ？」と驚かれる。今まで東京は都市としての宣伝活動が足りなかったのではないかと感じる。多角的に見ると東京はロンドンやニューヨークよりもずっと良い街づくりを行ってきている。弱点もいろいろとあるが、これを解決していくというのがオリンピックに向けての課題になるのではないか。1964 年東京オリンピックの時にはその 5 年前にオリンピックが決まった。2020 年の東京オリンピックまでにはあと 6 年あるので、相当な事が出来る。1964 年の時に私達は新幹線を作り、環七を作り、首都高を作った。今回もぜひ多くの人達からアイデアをあげてもらい、前回以上の良い都市づくりが出来るのではないかと考える。

第 2 部 東北大学災害科学国際研究所（人間・社会対応研究分野）教授 丸谷 浩明 先生 「大地震など様々な発生事象に備えた事業・業務継続マネジメント」

1. 被災地・石巻の状況と取り組み



私は、約 3 年前まで建設経済研究所で研究理事をしており、東日本大震災の発生後、被災後の視察に行つて、膨大な復旧・復興工事が発生する見込であったことから、CM 方式¹導入の提言を含む被災地のレポートを発表した経緯がある。

被災地である石巻市に先週行った状況を報告すると、復興計画がある程度進んでおり、護岸・造成工事等も順次実施されている。一

¹ コンストラクション・マネジメント方式：プロジェクトの工期遅延、予算超過などを防止するため、マネジメントを専門に行う CMr (R) (コンストラクション・マネジャー) が、発注者、設計者と一体となってプロジェクトの全般を運営管理する方式 ((一社) 日本コンストラクション・マネジメント協会ウェブサイトより)

方で、海の眺望等も考慮して防波堤をどのように設置するかを検討も行われている。そして、この石巻市では、復興支援管理と防災集団移転促進事業の施工において、2つのCM方式を導入し、施工CMを清水建設・奥村組JVが受注した。震災地における膨大な発注業務を一本化することができ、早期の復興実現を可能とする先進的な取り組みである。被災地のレポートで問題提起したCMが実現して大変良かったと思う。

今後も、建設経済研究所においては、政策提言の取り組み等に益々努力していただきたい。

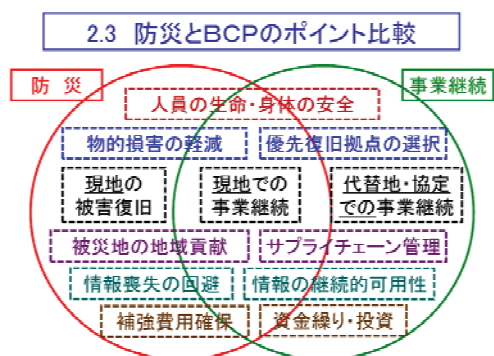
2. 事業継続計画（BCP）²とその位置づけ

本日は、震災の教訓と将来予想される首都直下大地震の対策に関してBCPの話をする。

まず、建設業の関係でいうと、国土交通省が建設業界に対し関東地方整備局を皮切りに事業継続力認定制度を創設し、全国建設業協会とも連携して事業継続力の向上を促進しているが、私はこの制度を提案し、支援してきている。

さて、BCPは、平常時の事業が継続できなくなる程の大きな被害を受けた場合に発動される。現状は、最低限の防災計画しか持っていない企業が多数であるのが実情なので、BCPの普及が必要である。そこで、首都直下地震での被害と、BCPでどれだけの備えが必要となるかについて説明したい。

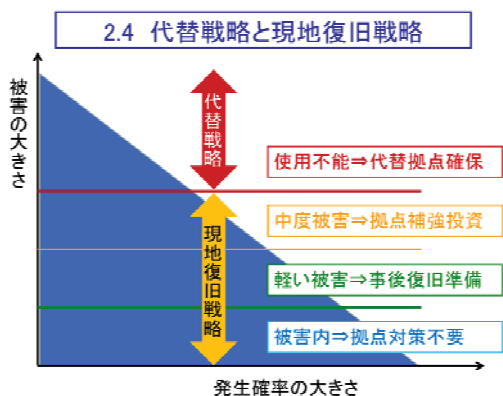
BCPでは人材、設備、その他の資源の代替確保がポイントとなる。特に、都心に拠点を持つ企業にとっては、首都直下地震発生時には、食料などの物資や移動手段の確保の問題などから都心部での事業継続は困難となり、都心部の外に代替拠点の設置を検討しなければならない事態になるとみている。



従来の防災とBCPのポイントを比較すると図(2.3)のような違いがあり、事業継続のためには、左側の現地復旧戦略よりも右側の代替地や協定で事業継続する戦略がポイントになる。この代替拠点の設置や代替生産のほか、サプライチェーン管理による必要物資・資材の調達も災害後も、継続して受注・取引するための鍵である。また、情報の継続的可用性や資金繰りの

確保も重要である。なお、情報のバックアップは、建設会社の事業継続力認定制度では、企業の負担も考えて現段階では必要条件となっていない。

² ビジネス・コンティニュー・プラン：災害時に特定された重要業務が中断しないこと、また万一事業活動が中断した場合に目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略（内閣府ウェブサイトより）



図(2.4)には、代替戦略と現地復旧戦略について、被害規模との関係を示している。現在の拠点が使用不能となるような大きな被害を受けると、代替戦略による代替拠点の確保が必要となる。そのような大きな被害でなく、中度の被害では、耐震補強による拠点補強等の現地復旧戦略が有効である。東日本大震災では、拠点が使用不能になる被害は津波水没地域では顕著だったが、地震のみの地域でも使用不能が多発した

ことには留意すべきである。そして、震度6強以上の地震が予想される首都直下地震では、都心部の拠点は、地震被害のみならず食料等の物資確保ができないことで使用不能の状態になる可能性が高い。このような状況を踏まえ、従来は中度被害に対する現地復旧戦略のBCPだけでもまずはよいという流れであったが、現在では、拠点の使用不能を想定した代替拠点確保の手段まで考えることが重要であると強調されている。

私も内閣府で関与した災害対策基本法の昨年の改正において、BCPに関しては、災害復旧に必要な物資・役務供給を行う事業者の事業継続の努力義務が明記され、建設業を含む関連業界の努力が強く求められている。

BCPの普及率をみると、大震災以後の平成23年の内閣府調査では、大企業の45.5%がBCPを策定済である。中堅企業では普及が遅れているが、BCPを知らない企業が13.1%と減少し、BCPの認知度は格段に上がってきている。また、業種別の策定状況を見ると、策定率は金融・保険業が75.6%と高く、事業継続に関連の深い情報通信業が48.6%で、建設業はそれに次ぐ3番目の44.1%となっている。

内閣府では、「事業継続ガイドライン」を昨年8月に改定し、今後、解説書を整備することになっている。また、日本建設業連合会ではBCPのガイドラインを、全国建設業協会では策定の手引きを作成しており、私もそれらに協力を行ってきている。全建の手引きには、関東地方整備局の事業継続力認定に対応した作成例がつけられており、先日、私も作業をして改定された。なお、この認定制度は各地方整備局が導入を判断することとなっており、東南海地震が想定される中部整備局や、港湾工事のみ導入済みの東北整備局など、取り組みがまだなされていない局もあるため、更なる認定制度の導入を期待したい。

3. 大震災の教訓を踏まえた有効なBCP

東日本大震災以降、BCPにおける戦略に対する考え方が変わった。津波被害のなかった内陸部や被災3県以外の県でも市町村が本庁舎を移転したケースが発生したのも要因である。こうした被災地の自治体では代替拠点の考えが元々なかったため、事後的にプレハブ設置などで臨時的拠点をつくり、最低限の業務を行ったが、対応が遅くなった。また、住民基本台

帳のデータが流されて喪失寸前になるなど、情報バックアップの問題も発生したので、総務省でも地方自治体向けの ICT の BCP のガイドラインを改正した。そして、内閣府ガイドラインの今回改定では、このような代替戦略が重要視されている。

大震災の教訓を踏まえると、企業の代替拠点の確保の方法として、①代替情報拠点の確保、②代替拠点の計画策定と訓練、③遠方の同業他社との協力が考えられる。

第 1 の代替情報拠点の確保は、各整備局の事業継続力認定でもそれが最低要件となっている。代替情報拠点を取引先へ事前周知し、その拠点で情報のバックアップを確保すべきである。認定制度では、携帯メールも災害に強い連絡手段の一つとして認められているが、大震災時の首都圏ではつながりにくかった。したがって、さらに、人員の直接の移動による連絡・伝言等も検討すべきであろう。また、認定制度では 6 時間以内に初動の連絡が取れることが要件となっており、民間・行政双方の意識向上が必要になっている。このほか、どの業種でも代替連絡拠点の確保は、取引関係の維持に不可欠である。

第 2 の方法の代替拠点の計画策定と訓練は、設備投資の費用がかからないバーチャルな代替拠点を作っておくような方法で、設備依存度の高い製造業では重要な方法になる。富士通（株）では、大震災で被災した福島県の伊達工場のデスクトップパソコンを島根県のノートパソコン会社で代替生産する訓練を行っており、震災発生後すぐに代替生産を決断した。災害発生時には、物資や宿泊施設、物流への緊急需要が競合するので、早期の決断がこれらの確保に有効であるという意味もある。

第 3 の遠隔地の同業他社と協力する方法は、災害時の相互協力協定を結ぶことで被災時にも取引先への供給を維持しようとするものであり、自社の技術・ノウハウを協力先と連携して活用することも可能となる。東日本大震災で被害を受けた廃棄物処理業者が、隣県にある同業の処理委託先に協力を求め、代替処理の能力を確保した例がある。

代替の人材の確保については、別の仕事を行えるようにするクロス・トレーニング、代理が使うマニュアル整備などが有効である。なお、都心部への緊急参集は、沿道火災の危険があるうえ、物資等の問題で参集しても使用不能になる可能性が高いため、人材の面でも無理して都心部に来ないようにする等の再検討が必要である。

ICT³は、今日、業務を実施する上、非常に重要なものである。ICT 業界は、事業継続を営業対象としていることもあり、BCP の導入が進んでいる。業務の ICT への依存の高さを考慮し、各企業ともシステム・情報のバックアップからでも着手すべきである。

BCP は文書作成を目的とするのではなく、経営のマネジメントの一環として事業継続マネジメント（BCM）として進めるべきである。国際的には BCP は緊急対応計画という狭い意味であり、内閣府も BCP より BCM を前面に押し出すようになってきている。

教育・訓練は、BCM の推進に非常に重要である。製造業の一部企業で、供給不能になった時の記者会見のロールプレイング訓練を行って効果をあげた例がある。

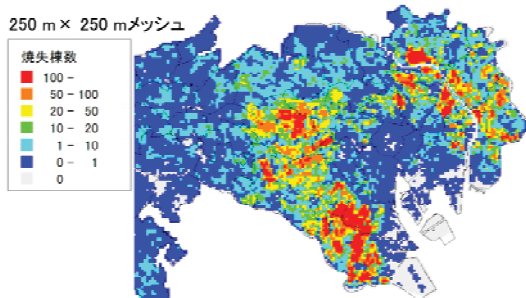
また、人事異動などにより事業継続力が時間の経過に従い低下する懸念があり、BCP を作

³ Information & Communications Technology：情報通信技術（総務省ウェブサイトより）

成したものの5年経つと関係ファイルが所在不明になった話などが多く聞こえてくる。建設業に事業継続力認定では、BCP策定状況を四半期に一度BCPの内容を点検することを推奨しているが、これは施工現場が頻繁に変わることなどから、BCPの急速な劣化を想定したものである。

4. 首都直下地震と必要な対応

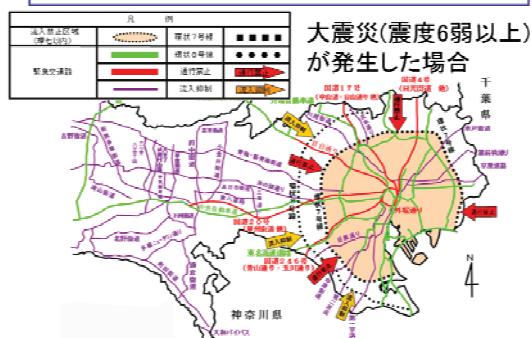
4.1 東京都被害想定2012年焼失棟数



東京湾北部地震における焼失棟数分布(冬18時 風速8m/s)

さらに、食料・飲料等の物資は23区外の郊外から運び込むが必要になるが、道路の物流に大きな支障が生じるので困難になる。大地震発生時には環七の内側が一般車両通行禁止に規制され、主要路線のまず片側1車線の通行確保を3日間で行うこととなっている。(図4.2)。そこで、建設企業による迅速な道路啓開・復旧協力がおおいに期待されることになる。

4.2 東京都内の交通規制と緊急交通路



激しく首都直下地震では予想されることから、都心部に拠点を持つ企業は、食料物資の供給困難と人材の移動困難を真剣に考慮すべきである。都の条例で3日分の備蓄を確保していても、都心に緊急に持ち込まれた物資は被災者救援に向かうことを考慮すると、自社の事業継続分まで都心部では購入できないだろう。さらに、一度徒歩で帰宅した後、どのように勤務地に戻ってくるかも問題が大きい。つまり、東京の高度の都心集中が、災害時の大きな支障の要因になる恐れがある。

このように、東京都心部は、事業継続に既に取り組んでいる地域で仮に電気・通信が確保

東京都の被害想定では、図(4.1)のように環七、環八沿いの木造密集地帯で火災被害が多発、延焼する被害想定となっており、ライオンの火くぐりの輪とも形容される。東日本大震災で徒歩での帰宅が可能であったのは、道路沿いで大きな火災が発生しなかったなどのためである。首都直下地震の被災時には、都心部内外の進出入は非常に困難であると考えられる。

この際、帰宅困難者が徒歩で帰宅することで緊急車両や建設企業の移動などの支障になれば、応急活動がどれほどできるか疑問になるので、徒歩帰宅の抑制が重要になる。

東日本大震災時、東京でもコンビニから食品が瞬く間になくなったが、都心部におけるコンビニ等の流通は1日数回の配送で成り立っている。この物流の制約がもっと

できても、食糧・水の物資の供給は被災後の物流に依存する。そこで、災害後の緊急対応はある程度できても、事業継続は難しいと考えられる。そこで、都心部以外の代替拠点での事業継続を真剣に考えるべきである。建設会社の事業継続力の認定では、都心部に本社がある企業では、夜間・休日に発災した場合の代替拠点を、都心部の施設ではなく都心外の社員寮など社員が参集しやすい場所に設置する指導をしてきている。

帰宅困難者の一時滞在施設の確保は、東京都心部でその必要性は極めて高いが、帰宅困難者を受け入れる企業が使うチェックリストやマニュアルの内容がまだ整備しきれていない。今後、具体的な建物安全の判断基準を作り、点検を行うことについて建設会社の協力が期待される。

5. 今後の建設業界における課題・役割

建設企業は、災害復旧や救助におけるプレーヤーとして、その事業継続が社会から強く求められているので、BCPには是非真剣に取り組んでもらいたい。

事業継続に必要なリソースは説明したとおりであるが、災害発生時に重要業務の実施に不可欠なリソースが実際に確保できるかが重要であり、特に、都心部においては被災後の食糧等の物資・資源が重要課題となる。また、都心部への社員の移動については無理に移動しないなどの慎重な判断が必要となるので留意して欲しい。

さらに、建設企業として災害対応に資源を確保する上で、労務、資機材などの資源を同じ協力企業に重複して設定したり、各行政等から依頼されるどの業務を優先対応したらよいか分からないといった事態になることが懸念される。そこで、行政・民間が連携した全体的な調整、計画が必要になる。そのため、今後も、官民間の協調、取引先との関係の確認などを、日々継続して行っていくことが重要である。

(研究員 矢吹 龍太郎、森田 素久)

Ⅱ. 2014年3月期第3四半期決算 主要建設会社決算分析

当研究所が四半期に一度調査・公表している主要建設会社の決算分析の結果の概要です。
資料を提供して下さいました各社には、厚く御礼申し上げます。

1. 分析の前提

(1) 分析の対象の指標

本分析は、各社の2014年3月期第3四半期決算短信等から判明する財務指標の分析である。なお、分析対象会社の一部は12月期決算を採用しているため、この場合、本分析では2013年12月期第3四半期の財務指標を使用している。

全般に、決算情報の開示は連結決算の指標で開示されているため、本稿でも原則として連結決算での分析を行っている。なお、受注高については連結ではなく単体のみでの開示が多いため、原則として単体での分析を行っている。

(2) 対象会社の抽出方法⁴

当研究所の決算分析は、1997年に開始して以来、対象会社を固定して発表を行ってきたが、2009年3月期より、各企業の事業規模の変動が大きいことなどを考慮し下記のとおり抽出することとした。

- a) 全国的に業務展開を行っている総合建設業者
- b) 毎年度、以下の要件に該当するもの
 - ①建築一式・土木一式の合計売上高が恒常的に5割を超えていること
 - ②会社更生法、民事再生法などの破産関連法規の適用を受けていないこと
 - ③決算関係の開示情報が、非上場などにより限定されていないこと
- c) 上記 a) 及び b) に該当し、過去直近3年間の連結売上高平均が上位40位に入っている会社

(3) 抽出した分析項目

- ①受注高（単体）、②売上高、③売上総利益、④販売費及び一般管理費、⑤営業利益、⑥経常利益、⑦特別利益・特別損失、⑧当期純利益、⑨有利子負債、⑩自己資本比率・デットエクイティレシオ

⁴ 対象会社・階層区分については、2013年9月4日の発表時に見直しを実施し、上位40社を抽出。以降同一年度内での見直しは実施していない。

(4) 対象企業の階層分類

売上高規模別に、以下の3つの階層「大手」・「準大手」・「中堅」に分類して分析を行う。

階層	連結売上基準 (3年間平均)	分析対象会社	社数
大手	1兆円超	鹿島建設、清水建設、大成建設、大林組	4社
準大手	2,000億円超	長谷工コーポレーション、戸田建設、安藤ハザマ、五洋建設、前田建設工業、三井住友建設、西松建設、熊谷組、東急建設	9社
中堅	2,000億円以下	奥村組、東亜建設工業、浅沼組、鉄建建設、銭高組、東洋建設、ナカノブー建設、飛鳥建設、大豊建設、福田組、青木あすなろ建設、ピーエス三菱、東鉄工業、松井建設、名工建設、大本組、矢作建設工業、大和小田急建設、新日本建設、若築建設、北野建設、不動アトラ、大末建設、第一建設工業、南海辰村建設、徳倉建設	26社

注) 福田組：12月期決算

2. 分析結果の報告要旨

- ① 受注高は、緊急経済対策（平成 24 年度補正予算）に伴う公共工事の増加、景況感の改善に伴う民間建築工事の増加や消費増税前の駆け込み需要などを背景に、全階層で大幅な増加となり、受注環境は回復基調が継続している。
- ② 売上高は、手持ち工事が着実に進捗したことに加え、好調な受注を背景に手持ち工事が増加したことにより全階層で増加した。通期の売上予想達成に向けては、通期予想達成度は前年同期実績を上回っているものの、労務需給逼迫を懸念材料に挙げる声も聞かれた。
- ③ 営業利益は、売上総利益の大幅な増加に加え販管費も減少した「準大手」、「中堅」が大幅に増加した一方、売上総利益が減少した「大手」は悪化した。政府による緊急経済対策などを背景に、円安・株高が進行し、為替差損益の改善、及び有価証券評価・売却損益の改善もあり、当期純利益は全階層で増加した。
- ④ 「大手」については来期、再来期にかけて不採算工事の解消を見込む企業も出てきており、「準大手」、「中堅」については既に解消が進んでいるが、資機材価格の上昇、労務需給逼迫による労務費の上昇が常態化しており、採算改善に向けた今後の動向には引き続き注視が必要である。

3. 主要分析結果

(1) 受注高（単体）

○受注高合計

	大手		準大手		中堅		総計	
		(増加率)		(増加率)		(増加率)		(増加率)
09年度3Q	2,446,762		1,569,207		1,295,083		5,311,052	
10年度3Q	2,483,222	1.5%	1,559,862	▲ 0.6%	1,295,486	0.0%	5,338,570	0.5%
11年度3Q	2,857,631	15.1%	1,646,159	5.5%	1,247,207	▲ 3.7%	5,750,997	7.7%
12年度3Q	2,786,042	▲ 2.5%	1,644,403	▲ 0.1%	1,460,493	17.1%	5,890,938	2.4%
13年度3Q	3,668,408	31.7%	2,274,829	38.3%	1,859,071	27.3%	7,802,308	32.4%

	受注予想額	達成度
13年度通期予想	4,565,000	80.4%

- ・ 受注高は、建築、土木共に大きく伸び、総計で前年同期比 32.4%増となった。これは過去 5 年間で最高の水準である。
- ・ 全ての企業が前年同期比で増加し、「大手」では全 4 社、「準大手」は 9 社中 8 社、「中堅」は 26 社中 21 社と多くの企業で二桁の増加となった。

○建築

	大手		準大手		中堅		総計	
		(増加率)		(増加率)		(増加率)		(増加率)
09年度3Q	1,881,318		1,071,388		688,699		3,641,405	
10年度3Q	1,872,224	▲ 0.5%	1,124,659	5.0%	770,082	11.8%	3,766,965	3.4%
11年度3Q	2,058,078	9.9%	1,120,709	▲ 0.4%	708,361	▲ 8.0%	3,887,148	3.2%
12年度3Q	2,142,571	4.1%	1,157,484	3.3%	836,145	18.0%	4,136,200	6.4%
13年度3Q	2,769,964	29.3%	1,596,015	37.9%	1,054,215	26.1%	5,420,194	31.0%

	受注予想額	達成度
13年度通期予想	3,465,000	79.9%

※建築部門集計は建築部門のない不動産テトラ（中堅）を除いて集計。

- ・ 建築部門の受注高は、景況感の改善に伴う民間建築工事の増加や消費増税前の駆け込み需要などを背景に、全階層で前年同期比二桁の増加となり、総計では 31.0%増と大幅な増加となった。
- ・ 全 38 社中 34 社が前年同期比で増加し、「大手」では全 4 社、「準大手」では 9 社中 8 社、「中堅」では 25 社中 18 社で二桁の増加となった。

○土木

受注高／前年同期比(増加率)

単位:百万円

	大手		準大手		中堅		総計	
	(増加率)	(増加率)	(増加率)	(増加率)	(増加率)	(増加率)	(増加率)	
09年度3Q	514,997		483,521		538,360		1,536,878	
10年度3Q	492,888	▲ 4.3%	412,398	▲ 14.7%	498,630	▲ 7.4%	1,403,916	▲ 8.7%
11年度3Q	704,823	43.0%	492,213	19.4%	512,501	2.8%	1,709,537	21.8%
12年度3Q	559,225	▲ 20.7%	460,616	▲ 6.4%	595,824	16.3%	1,615,665	▲ 5.5%
13年度3Q	790,251	41.3%	656,026	42.4%	766,706	28.7%	2,212,983	37.0%

今年度予想/達成度(大手)

単位:百万円

	受注予想額	達成度
13年度通期予想	965,000	81.9%

- 土木部門の受注高は、緊急経済対策（平成 24 年度補正予算）の本格実施に伴う公共工事の増加を背景に、総計で前年同期比 37.0%増となった。「中堅」が 3 期連続で増加したのに加え、「大手」、「準大手」も増加に転じ、全階層で大幅な増加となった。
- 全階層で大幅な増加となった一方で、「準大手」は 9 社中 2 社、「中堅」は 26 社中 6 社が減少となったが、この中には受注が好調であった前年度の反動減も見られた。

(2) 売上高

売上高／前年同期比(増加率)

単位:百万円

	大手		準大手		中堅		総計	
	(増加率)	(増加率)	(増加率)	(増加率)	(増加率)	(増加率)	(増加率)	
09年度3Q	4,357,880		2,155,471		1,754,492		8,267,843	
10年度3Q	3,455,924	▲ 20.7%	2,035,431	▲ 5.6%	1,604,906	▲ 8.5%	7,096,261	▲ 14.2%
11年度3Q	3,644,287	5.5%	2,057,522	1.1%	1,534,115	▲ 4.4%	7,235,924	2.0%
12年度3Q	3,914,866	7.4%	2,247,230	9.2%	1,561,649	1.8%	7,723,745	6.7%
13年度3Q	4,168,041	6.5%	2,379,847	5.9%	1,786,210	14.4%	8,334,098	7.9%

今年度予想/達成度

単位:百万円

	大手		準大手		中堅		総計	
	売上高	達成度	売上高	達成度	売上高	達成度	売上高	達成度
12年度通期実績	5,765,863	67.9%	3,240,499	69.3%	2,335,121	66.9%	11,341,483	68.1%
13年度通期予想	5,980,000	69.7%	3,319,000	71.7%	2,528,100	70.7%	11,827,100	70.5%

- 売上高は、手持ち工事が着実に進捗したことに加え、好調な受注を背景に手持ち工事が増加したことで全階層とも堅調に増加し、総計で前年同期比 7.9%増となった。
- 通期予想達成度については、総計で前年同期実績を 2.4%ポイント上回っている。
- 今年度通期の売上高予想を達成する上で、資機材・技能労働者の不足等を懸念材料に挙げる声が聞かれた。

(3) 売上総利益

売上総利益／前年同期比(増加率)／売上総利益率

単位:百万円

	大手		準大手		中堅		総計	
	売上総利益	売上総利益率	売上総利益	売上総利益率	売上総利益	売上総利益率	売上総利益	売上総利益率
09年度3Q	303,283	(増加率)	162,141	(増加率)	146,381	(増加率)	611,805	(増加率)
10年度3Q	318,806	5.1%	164,758	1.6%	144,226	▲ 1.5%	627,790	2.6%
11年度3Q	293,595	▲ 7.9%	148,476	▲ 9.9%	106,134	▲ 26.4%	548,205	▲ 12.7%
12年度3Q	307,550	4.8%	98,043	▲ 34.0%	100,850	▲ 5.0%	506,443	▲ 7.6%
13年度3Q	306,684	▲ 0.3%	169,741	73.1%	138,916	37.7%	615,341	21.5%

- ・ 総計では、売上総利益は前年同期比 21.5%増、利益率は同 0.8%ポイント上昇した。
- ・ 「大手」については、依然として不採算工事の影響が残っており、利益率は前年同期比 0.5%ポイント低下し、利益額は同▲0.3%となった。
- ・ 「準大手」、「中堅」は両階層ともに利益率が改善し、前年同期比でそれぞれ 2.7%ポイント、1.3%ポイント上昇した。利益額については、「準大手」は 73.1%増、「中堅」は 37.7%増と大幅な増加となった。
- ・ 利益額について、「大手」は 4 社中 2 社、「準大手」は全 9 社、「中堅」は 26 社中 24 社が増益となった。
- ・ 利益率について、「準大手」は 9 社中 8 社、「中堅」は 26 社中 19 社が上昇した。一方、「大手」は 4 社中 3 社の利益率が低下したものの、2013 年度第 2 四半期と比較すると、全 4 社で改善傾向にある。
- ・ 量にこだわらず質を重視した選別受注による不採算工事の徹底排除等により売上総利益は全体的に改善傾向にあるものの、資機材費・労務費の上昇や前期までの不採算工事の影響も依然として存在しており、今後の動向には引き続き注視が必要である。

(4) 販売費及び一般管理費（販管費）

販管費／前年同期比(増加率)／販管費率 単位:百万円

	大手		準大手		中堅		総計	
	販管費	販管費率	販管費	販管費率	販管費	販管費率	販管費	販管費率
09年度3Q	235,685	(増加率)	131,248	(増加率)	115,348	(増加率)	482,281	(増加率)
10年度3Q	227,197	▲ 3.6%	120,130	▲ 8.5%	110,766	▲ 4.0%	458,093	▲ 5.0%
11年度3Q	225,495	▲ 0.7%	112,659	▲ 6.2%	105,355	▲ 4.9%	443,509	▲ 3.2%
12年度3Q	224,754	▲ 0.3%	115,338	2.4%	100,117	▲ 5.0%	440,209	▲ 0.7%
13年度3Q	224,645	▲ 0.0%	114,129	▲ 1.0%	99,148	▲ 1.0%	437,922	▲ 0.5%

- ・ 販管費は、全階層で小幅な減少となり、総計は前年同期比▲0.5%となった。
- ・ 販管費率は、売上高が増加した影響もあり、全階層で低下し、総計は前年同期比 0.4%ポイント低下した。

(5) 営業利益

営業利益／前年同期比(増加率)／営業利益率 単位:百万円

	大手		準大手		中堅		総計	
	営業利益	営業利益率	営業利益	営業利益率	営業利益	営業利益率	営業利益	営業利益率
09年度3Q	67,598	(増加率)	30,893	(増加率)	31,028	(増加率)	129,519	(増加率)
10年度3Q	91,609	35.5%	44,627	44.5%	33,452	7.8%	169,688	31.0%
11年度3Q	68,098	▲ 25.7%	35,812	▲ 19.8%	779	▲ 97.7%	104,689	▲ 38.3%
12年度3Q	82,793	21.6%	▲ 17,294	赤字転落	727	▲ 6.6%	66,226	▲ 36.7%
13年度3Q	82,037	▲ 0.9%	55,606	黒字転換	39,759	5,365.8%	177,402	167.9%

- ・ 総計では、営業利益は前年同期比約 2.7 倍となり、利益率は同 1.2%ポイント上昇した。
- ・ 売上総利益の大幅な増加に加えて販管費が減少した「準大手」、「中堅」は営業利益、利益率ともに上昇した。一方、売上総利益が減少した「大手」は営業利益、営業利益率ともに低下した。

- ・ 営業利益が増加（もしくは営業赤字幅が縮小）したのは、「大手」は4社中2社、「準大手」は全9社、「中堅」は26社中25社であり、多くの企業が利益を増加させた。

(6) 経常利益

経常利益／前年同期比(増加率)／経常利益率 単位:百万円

	大手		準大手		中堅		総計	
	経常利益	経常利益率	経常利益	経常利益率	経常利益	経常利益率	経常利益	経常利益率
09年度3Q	85,224	(増加率)	25,785	(増加率)	28,562	(増加率)	139,571	(増加率)
10年度3Q	83,588	▲ 1.9%	37,403	45.1%	31,265	9.5%	152,256	9.1%
11年度3Q	70,756	▲ 15.4%	30,878	▲ 17.4%	▲ 7	赤字転落	101,627	▲ 33.3%
12年度3Q	95,895	35.5%	▲ 17,022	赤字転落	2,651	黒字転換	81,524	▲ 19.8%
13年度3Q	102,148	6.5%	59,625	黒字転換	41,290	1,457.7%	203,063	149.1%

- ・ 総計では、経常利益は前年同期比約4倍となり、利益率は同1.3%ポイント上昇した。
- ・ 「大手」は3期ぶりに増加に転じ、「準大手」・「中堅」も黒字転換となった。
- ・ 「大手」は営業利益が減少したものの、円安が進んだことに伴い為替差益(約84億円、前年同期比68億円増)を計上したこともあり、経常利益は増加した。

※為替差損益は、為替差益－為替差損で算定。今回本文中での「差益」の表現は、この損益差額のプラスを指す。ただしこの計上は各社の分類によるものであり、為替差損益に該当するものでも企業によっては「その他」等ここで挙げていない項目に含めているものがある。

(7) 特別利益・特別損失

単位:百万円

	大手		準大手		中堅		総計	
	12年度3Q	13年度3Q	12年度3Q	13年度3Q	12年度3Q	13年度3Q	12年度3Q	13年度3Q
特別利益	10,010	10,238	1,552	26,203	1,496	6,345	13,058	42,786
投資有価証券売却益	4,507	9,095	491	4,429	362	3,903	5,360	17,427
固定資産売却益	4,394	658	306	9,422	514	1,440	5,214	11,520
負ののれん益	0	0	0	10,579	288	2	288	10,581
特別損失	14,620	4,253	7,121	3,300	4,070	2,333	25,811	9,886
投資有価証券評価損	8,705	25	3,968	100	1,573	178	14,246	303
固定資産除却損	0	18	69	258	163	436	232	712
減損損失	0	2,486	63	1,055	59	388	122	3,929

- ・ 株式市況の好転により、全階層とも投資有価証券評価損が大幅に減少し、一部の企業では投資有価証券の売却により、売却益が大幅に増加した。
- ・ 「準大手」の1社は、合併に伴い約106億円の「負ののれん益」を計上している。

※為替差損益同様、上記の特別利益・損失の内訳は各社の分類によるものであり、企業によっては、上記項目に該当するものでも、「その他」等ここで挙げていない項目に含めているものがある。

(8) 当期純利益

当期純利益／前年同期比(増加率)／当期純利益率

単位:百万円

	大手		準大手		中堅		総計	
	当期純利益	当期純利益率	当期純利益	当期純利益率	当期純利益	当期純利益率	当期純利益	当期純利益率
09年度3Q	65,087	(増加率)	16,574	(増加率)	5,203	(増加率)	86,864	(増加率)
10年度3Q	53,051	▲18.5%	28,981	74.9%	10,622	104.2%	92,654	6.7%
11年度3Q	5,940	▲88.8%	5,425	▲81.3%	▲8,795	赤字転落	2,570	▲97.2%
12年度3Q	50,514	750.4%	▲48,968	赤字転落	▲6,245	-	▲4,699	赤字転落
13年度3Q	59,569	17.9%	68,981	黒字転換	31,056	黒字転換	159,606	黒字転換

- ・ 総計では、当期純利益は3期ぶりに増加し、黒字転換となった。利益率は前年同期比2.0%ポイント上昇した。
- ・ 「大手」は2期連続で増加し、「準大手」、「中堅」は黒字転換となった。
- ・ 当期純利益が増加（もしくは当期赤字幅が縮小）したのは、「大手」は4社中2社、「準大手」は全9社、「中堅」は26社中24社であり、当期純損失を計上したのは、「中堅」で3社あった。

(9) 有利子負債

有利子負債／前年同期比(増加率)

単位:百万円

	大手		準大手		中堅		総計	
	有利子負債	(増加率)	有利子負債	(増加率)	有利子負債	(増加率)	有利子負債	(増加率)
09年度3Q	2,281,163	(増加率)	830,670	(増加率)	562,930	(増加率)	3,674,763	(増加率)
10年度3Q	1,982,395	▲13.1%	722,398	▲13.0%	479,024	▲14.9%	3,183,817	▲13.4%
11年度3Q	1,968,163	▲0.7%	679,335	▲6.0%	438,445	▲8.5%	3,085,943	▲3.1%
12年度3Q	1,743,105	▲11.4%	641,380	▲5.6%	405,406	▲7.5%	2,789,891	▲9.6%
13年度3Q	1,768,719	1.5%	628,173	▲2.1%	392,786	▲3.1%	2,789,678	▲0.0%

有利子負債／前期末対比(増加率)

単位:百万円

	大手		準大手		中堅		総計	
	有利子負債	(増加率)	有利子負債	(増加率)	有利子負債	(増加率)	有利子負債	(増加率)
12年度末実績	1,614,477	(増加率)	548,103	(増加率)	379,137	(増加率)	2,541,717	(増加率)
13年度3Q	1,768,719	9.6%	628,173	14.6%	392,786	3.6%	2,789,678	9.8%

- ・ 有利子負債は、総計で前年同期比ほぼ横ばいとなった。減少したのは、「大手」は4社中2社、「準大手」は9社中5社、「中堅」は26社中10社であった。
- ・ 「準大手」、「中堅」が前年同期比でマイナスとなったのに対し、2013年度第2四半期末から有利子負債を増加させた「大手」については、4期ぶりに増加に転じた。
- ・ 前期末対比では、総計で9.8%増となった。増加したのは「大手」は4社中2社、「準大手」は9社中7社、「中堅」は26社中9社であった。
- ・ 長期的には有利子負債は減少傾向が続いている。

(10) 自己資本比率・デットエクイティレシオ

自己資本比率／前年同期比(増加ポイント)

	大手		準大手		中堅		総計	
	自己資本比率	増加(P)	自己資本比率	増加(P)	自己資本比率	増加(P)	自己資本比率	増加(P)
09年度3Q	18.1%		24.1%		27.1%		21.4%	
10年度3Q	19.6%	1.5	26.4%	2.3	31.3%	4.1	23.7%	2.3
11年度3Q	18.4%	▲1.2	25.3%	▲1.1	31.7%	0.4	22.7%	▲1.0
12年度3Q	20.7%	2.3	24.3%	▲1.0	32.6%	0.9	23.9%	1.3
13年度3Q	23.5%	2.8	26.6%	2.3	34.3%	1.7	26.4%	2.4

デットエクイティレシオ／前年同期比(増加ポイント)

	大手		準大手		中堅		総計	
		増加(P)		増加(P)		増加(P)		増加(P)
09年度3Q	1.81		1.12		0.84		1.37	
10年度3Q	1.66	▲ 0.15	0.99	▲ 0.13	0.68	▲ 0.15	1.21	▲ 0.16
11年度3Q	1.76	0.11	0.98	▲ 0.02	0.67	▲ 0.01	1.25	0.04
12年度3Q	1.40	▲ 0.36	0.96	▲ 0.01	0.58	▲ 0.09	1.06	▲ 0.19
13年度3Q	1.14	▲ 0.26	0.80	▲ 0.16	0.49	▲ 0.09	0.88	▲ 0.18

- ・ 自己資本比率は、自己資本の増加により、全階層で比率が上昇している。
- ・ デットエクイティレシオは、自己資本の増加により、総計で0.18ポイント低下し、全階層で財務体質の改善が進んでいる。

※自己資本比率は、自己資本÷総資産で算出。デットエクイティレシオは、有利子負債÷自己資本で算出。

4. 参考資料

●受注高(建築・土木:合計)増加率 (単位:社)

	減少		増加		合計
	10%以上	0%以上10%未満	0%以上10%未満	10%以上	
大手	0	0	0	4	4
準大手	0	0	1	8	9
中堅	0	0	5	21	26
総計	0	0	6	33	39

●受注高(建築)増加率 (単位:社)

	減少		増加		合計
	10%以上	0%以上10%未満	0%以上10%未満	10%以上	
大手	0	0	0	4	4
準大手	1	0	0	8	9
中堅	1	2	4	18	25
総計	2	2	4	30	38

※建築部門集計は建築部門のない不動産テラ(中堅)を除いて集計。

●受注高(土木)増加率 (単位:社)

	減少		増加		合計
	10%以上	0%以上10%未満	0%以上10%未満	10%以上	
大手	0	0	1	3	4
準大手	0	2	2	5	9
中堅	3	3	4	16	26
総計	3	5	7	24	39

●売上高増加率(連結)

(単位:社)

	減少		増加		合計
	10%以上	0%以上10%未満	0%以上10%未満	10%以上	
大手	0	0	3	1	4
準大手	0	3	2	4	9
中堅	1	2	3	20	26
総計	1	5	8	25	39

●売上総利益/利益率増加率(連結)

(単位:社)

	利益減少		利益増加		合計
	利益率低下	利益率上昇	利益率低下	利益率上昇	
大手	2	0	1	1	4
準大手	0	0	1	8	9
中堅	2	0	5	19	26
総計	4	0	7	28	39

●営業利益(連結)

(単位:社)

	減少	増加	合計
大手	2	2	4
準大手	0	9	9
中堅	1	25 (2)	26 (2)
総計	3	36 (2)	39 (2)

※ カッコ内は営業赤字

●経常利益(連結)

(単位:社)

	減少	増加	合計
大手	2	2	4
準大手	0	9	9
中堅	2	24 (2)	26 (2)
総計	4	35 (2)	39 (2)

※ カッコ内は経常赤字

●当期純利益(連結)

(単位:社)

	減少	増加	合計
大手	2	2	4
準大手	0	9	9
中堅	2	24 (3)	26 (3)
総計	4	35 (3)	39 (3)

※ カッコ内は当期赤字

●有利子負債(連結)／前年同期比(増加率)

(単位:社)

	ゼロで不変	減少	横ばい	増加	合計
大手	0	2	0	2	4
準大手	0	5	0	4	9
中堅	4	10	1	11	26
総計	4	17	1	17	39

●有利子負債(連結)／前期末実績比

(単位:社)

	ゼロで不変	減少	横ばい	増加	合計
大手	0	2	0	2	4
準大手	0	2	0	7	9
中堅	5	12	0	9	26
総計	5	16	0	18	39

(担当：研究員 海老澤 剛、浦辺 隆弘、中森 雄也、林田 宏大、中西 慎之介)

Ⅲ. 東日本大震災からの復興の現状

東日本大震災から3年が経過し、復旧・復興事業が進む中で被災3県の建設産業を取り巻く環境は徐々に改善されつつあるものの、人員・資材等においてなお課題を抱えている状況にある。本稿ではこれらの現状についての概要に加え、建設企業が尽力してきた除染事業の現状についてもまとめた。執筆にあたっては多くの建設企業や建設業協会より貴重な情報やご意見をいただいた。ここに深く感謝の意を表したい。

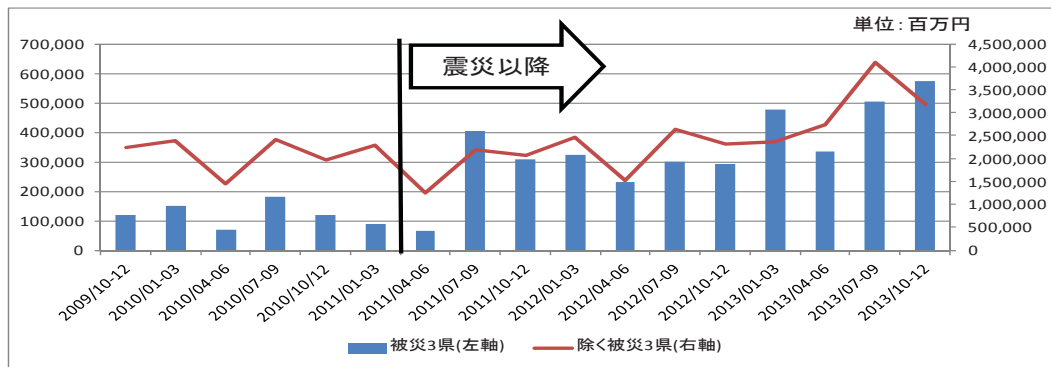
1. 被災3県における建設産業の現状について

(1) 復旧・復興工事の発注状況および入札不調の動向

①公共工事請負金額の動向

図表1は、被災3県（岩手県、宮城県、福島県）およびそれ以外の都道府県について公共工事受注額の推移を示したものである。被災3県の公共工事受注額は、震災以降、復旧・復興事業により高水準で推移している。

図表1 被災3県およびそれ以外の都道府県における公共工事受注額の推移

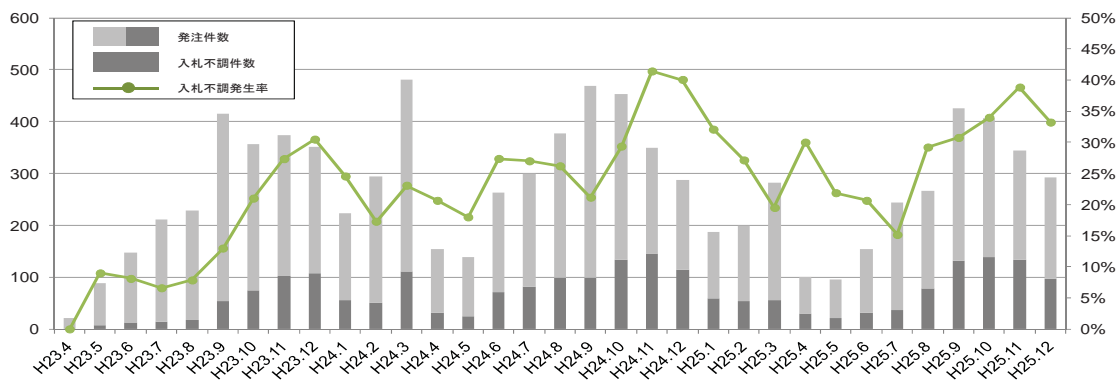


(出典) 国土交通省「建設工事受注動態統計調査報告」のうち公共機関からの受注工事
(1件あたり500万円以上の工事)

②入札不調割合と入札件数の動向

被災3県と仙台市における入札不調工事の発生率は高水準で推移しているが、入札不調となった工事については、各地方公共団体で随意契約、ロットの大型化等の工夫を行い、再入札等によりほぼ契約はできている状況にある。

図表 2 被災 3 県と仙台市における入札不調発生件数と発生率

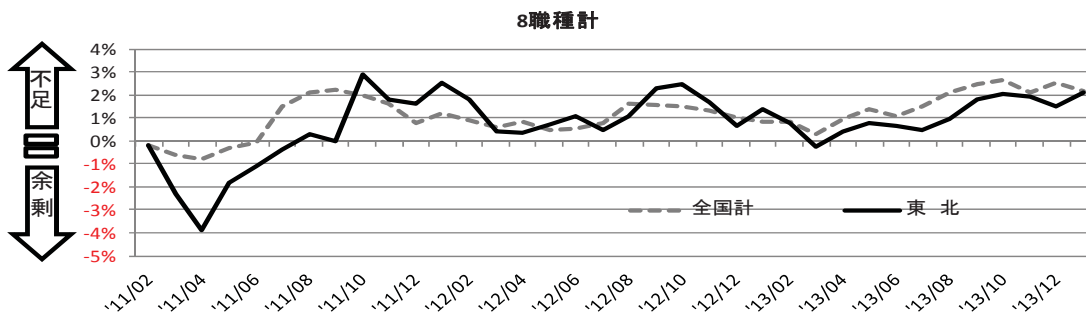


(出典) 国土交通省

(2) 被災地における労務の動向

図表 3 は、2011 年 2 月から 2013 年 12 月までの、主要職種（型枠工（土木）、型枠工（建築）、左官、とび工、鉄筋工（土木）、鉄筋工（建築）、電気、配管工の 8 職種）の労務需給動向を示したものである。縦軸は需要に対して供給が何%不足しているかを示しており、プラスは供給不足、マイナスは供給過多を示している。東北における労務需給動向については、年度末にかけてやや逼迫傾向にあることから、注視が必要である。

図表 3 被災 3 県およびそれ以外の都道府県における 8 職種の労務需給動向

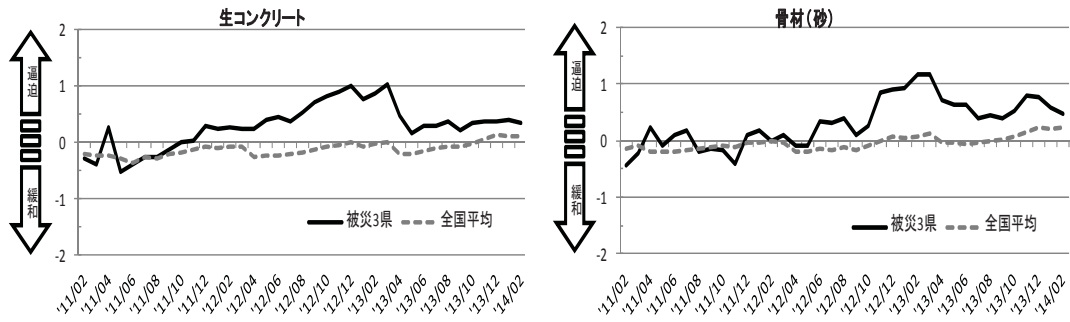


(出典) 国土交通省「建設労働需給調査結果」

(3) 被災地における資材の動向

図表 4 は、供給不足が問題となっていた生コンクリート及び骨材（砂）の 2011 年 2 月から 2014 年 2 月までの需給動向を示したものである。縦軸の△1.5 以下は緩和、△1.5～△0.5 はやや緩和、△0.5～0.5 は均衡、0.5～1.5 はやや逼迫、1.5 以上は逼迫している状況を示している。被災 3 県では、生コンクリートと骨材（砂）は 2013 年前半から改善傾向にはあるものの、今後復興事業が山場を迎える中では特に注視が必要である。

図表 4 主要建設資材の需給動向（生コンクリート、骨材（砂））



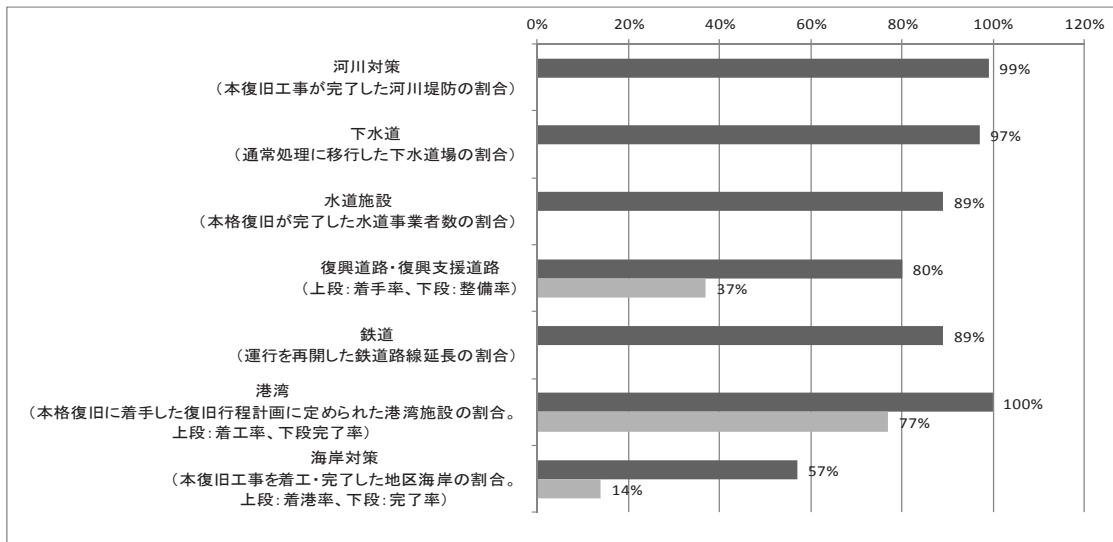
（出典）国土交通省「主要建設資材需給・価格動向調査」

2. 復旧・復興事業の進捗状況と震災後導入された施策

(1) 復旧事業

公共インフラについては、本格復旧が加速化しており、地域ごとに状況は異なるものの、復興施策に関する事業計画と工程表に基づき、概ね着実に推進されている。図表 5 のとおり、多くの公共インフラの本格復旧が着実に進捗している一方で、防潮堤の復旧などを行う海岸対策については、防潮堤の高さに一部住民が反発するなど、進捗が遅れている状況にある。

図表 5 公共インフラの復旧状況（2013 年 11 月末時点）

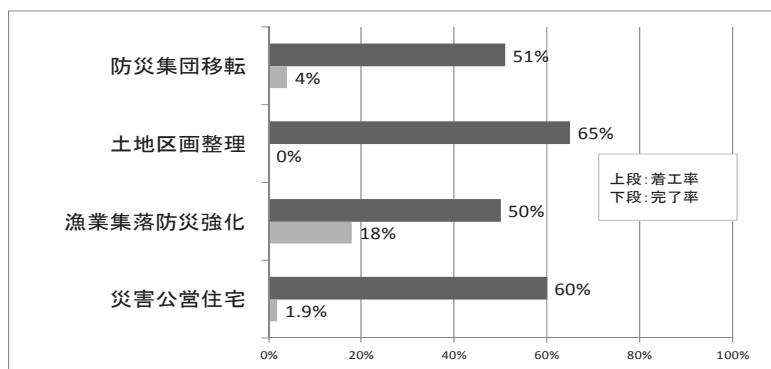


（出典）復興庁「復興の現状と取組」をもとに作成

(2) 復興事業

防災集団移転促進事業、土地区画整理事業、漁業集落防災強化事業、災害公営住宅の整備は、順次着工が始まりつつある。図表 6 は、それぞれの事業の 2013 年 11 月現在における進捗状況を示したものである。

図表 6 復興事業の進捗状況（2013 年 11 月現在）



(出典) 復興庁「復興の現状と取組」をもとに作成

今後の復興事業の見通しについては、復興庁の「住まいの復興工程表」によれば、地方公共団体が土地区画整理事業、防災集団移転促進事業及び漁業集落防災機能強化事業により供給する住宅用の宅地は、図表 7 に示したように、岩手県では、2015 年度までに全体計画数に対して 55% (4,657 戸分) を供給できるように、宮城県では、2015 年度までに全体計画数に対して 50 % (概ね 5,937 戸分) を供給できるように整備が進められることとなっている。

また、災害公営住宅の整備については、図表 8 に示したように、2015 年度までに岩手県で 82%、宮城県で 78%の工事終了を目指していることから、今後復興事業は山場を迎えることが想定される。

図表 7 民間住宅用宅地の供給見通し（2013 年 12 月末現在）

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	(調整中)	計
岩手県 (進捗率)	2 0%	292 3%	1,263 15%	4,657 55%	8,405 100%	0	8,405 100%
宮城県 (進捗率)	102 1%	698 6%	2,684 24%	5,937 50%	11,372 96%	436	11,808 100%
福島県	27	399	668	873	2,075	0	2,075

(出典) 復興庁「住まいの復興工程表」

図表 8 災害公営住宅の供給見通し（2013年12月末現在）

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	(調整中)	計
岩手県 (進捗率)	118	587	2,128	4,971	6,038	0	6,038
	2%	10%	35%	82%	100%		100%
宮城県 (進捗率)	50	1,403	7,076	12,195		3,348	15,543
	0%	9%	46%	78%			100%
福島県	80	357	2,379	3,409		730	4,139

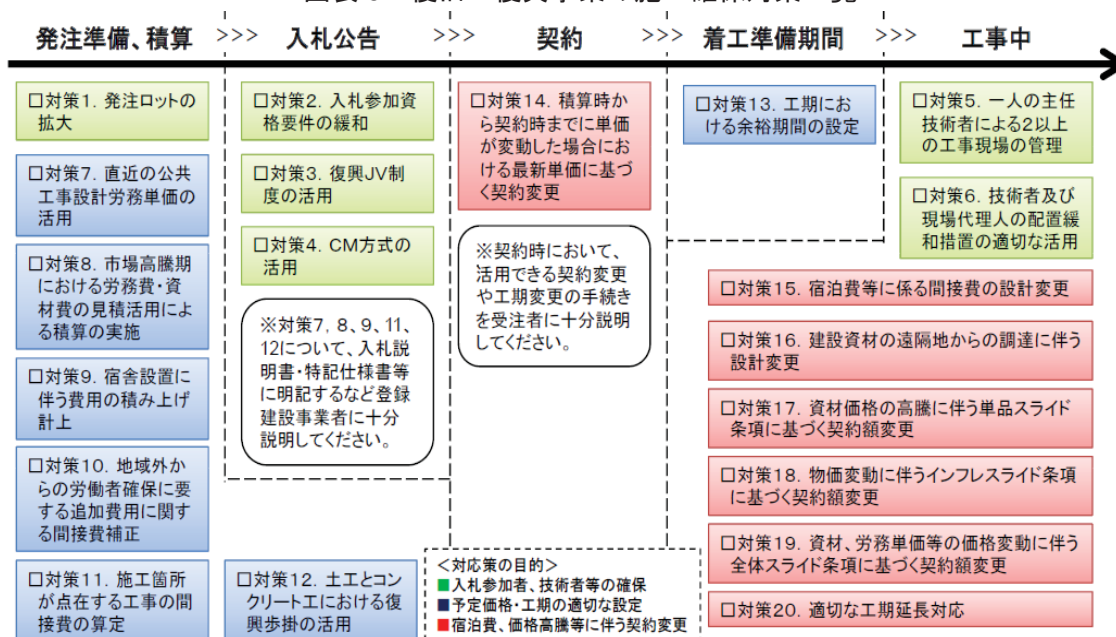
(出典)復興庁「住まいの復興工程表」

(3) 震災後導入された施策

東日本大震災からの復旧・復興事業においては、人材・資材の不足や価格高騰等が懸念されており、事業を円滑に施工するための施策が求められている。

このため、これまでも以下のように、発注準備・積算、入札公告、契約、着工準備期間、工事中の各段階において、入札参加者や技術者等の確保、予定価格・工期の適切な設定、宿泊費や価格高騰等に伴う契約変更など、施工を円滑に行うための様々な施策が講じられてきたところである。

図表 9 復旧・復興事業の施工確保対策一覧



(出典)国土交通省「復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会（第7回）」

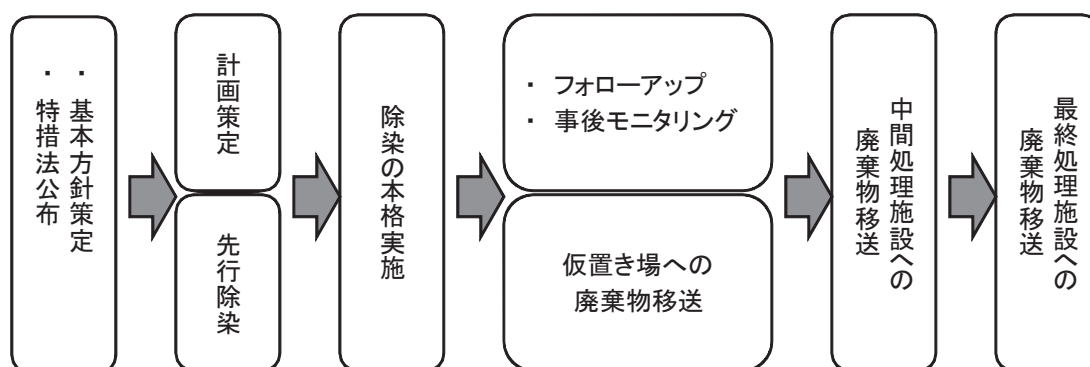
3. 除染事業

被災地における住民生活や産業の再興のためには、インフラの再建・整備等の復旧・復興事業と併せ、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放出された放射性物質由来の環境汚染が人の健康または生活環境に及ぼす影響を、速やかに低減させる必要がある。このため 2011 年 8 月に放射性物質汚染対処特措法（以下、特措法という）が公布され（2012 年 1 月全面施行）、また 2011 年 11 月に特措法に基づく基本方針が閣議決定され、これらに則り除染が進められることとなった。建設業者が主な担い手として活躍してきた除染事業の現状を以下において紹介したい。なお、紙面の都合上、各項目に関して全ての事項を記載しているとは限らない点にご留意願いたい。

(1) 除染事業について

①除染事業の流れ

図表 10 除染事業のフロー（概略）



（出典）当研究所にて作成

下記②に記載のとおり特措法に基づき定められた対象地域において具体的な作業計画が策定され、除染特別地域においては除染作業に必要な資材、機材の保管や作業員の休憩場所、インフラ設備等の先行的除染を行った上で、除染作業の本格実施に入る。除染作業の実施後には除染効果の維持状況等のモニタリングを行い、必要に応じてフォローアップの除染を行うこととしている。除染作業にて発生した廃棄物は仮置き場へと移送され、その後中間処理施設での保管を経て、最終処理施設へ移送される計画となっている。なお、本格除染に先立ち、住民等土地権者に個別に除染実施の同意取得手続きを行う。また除染事業をスピーディーに進める観点で、除染作業の数量等は概算で発注されることから、基本的には設計変更を伴うものとなる。

②除染作業対象地域⁵

特措法において、除染特別地域と汚染状況重点調査地域が規定された。

1) 除染特別地域

除染特別地域は、基本的には事故後 1 年間の積算線量が 20mSv を超える恐れがあるとされた「計画的避難区域」と、福島第一原発から半径 20km 圏内の「警戒区域」が指定された。ここでは、各市町村等の関係者と協議・調整を行った上で、国が除染の計画を策定し、除染事業についても国（環境省等）を発注者として行われている。除染作業は基本的に「工事請負」として発注され、受注者は大手や準大手のゼネコンや、ゼネコン同士の JV が中心となっている模様である。

図表 11 除染特別地域



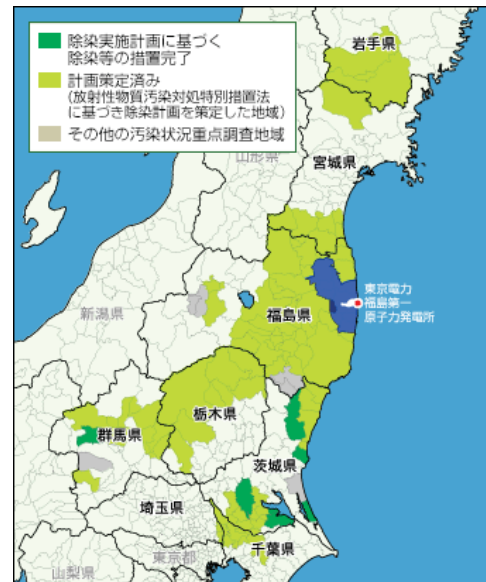
(出典) 日本原子力文化振興財団ウェブサイト

2) 汚染状況重点調査地域

汚染状況重点調査地域は年間の追加被ばく線量が 1mSv 以上の地域が指定され、指定された市町村では、汚染の状況について調査測定を実施し、除染を実施する区域や除染の実施者、手法などを定めた除染実施計画を策定することとされた。2014 年 3 月現在で、福島県をはじめとする 7 県の計 100 市町村が指定を受けている。

福島県内においては、多くの除染作業は、各市町村により「業務委託」として発注されており、発注にあたっては、ゼネコン、ゼネコン同士や地元企業も交えた JV、地元企業、地元企業同士の JV、地元企業により設立された除染組合などに対し、各市町村が実情に応じて発注を行っている模様である。

図表 12 汚染状況重点調査地域



(出典) 環境省除染情報サイト

⁵ 記載したものの他に常磐自動車道の除染も行われ、事故後通行止めが続いていた広野 IC-常磐富岡 IC 間は 2014 年 2 月に通行止めが解除されている。

③作業概略

基本的な除染作業は、構造物ないしは地表面上に付着・堆積した放射性物質を除去するものであるため、建物については表面の洗浄や雨どいの拭き取りを行い、その他の地表面については、枝葉の剪定、落ち葉の除去、表土の削り取りなどが行われる。

除染作業の結果発生した廃棄物はフレキシブルコンテナバッグに詰められ、原則として仮置き場にて保管される。

④除染の目標

除染に係る目標値について、特措法に基づく基本方針において以下のように設定されている。

- 現在の年間追加被ばく線量が 20msv 以上の地域を段階的かつ迅速に縮小することを目指す。
- 現在 20msv 未満の地域では、長期的に年間 1msv 以下になることを目指す。

1) 追加被ばく線量が年間 20msv 以上の地域

その地域を段階的かつできるだけ早く縮小することを目指す。ただしそのうち特に高い地域については、長期的な取り組みとなる見込みとしている。

2) 追加被ばく線量が 20msv 未満の地域

長期的に年間追加被ばく線量が 1msv 以下になることを目指す。また 2013 年 8 月末までに、一般の人の年間追加被ばく線量をその 2 年前と比べて約 50%減少させることを目指す。同様に、子どもの年間追加被ばく線量は、学校や公園など子どもの生活環境を優先的に除染することによって約 60%減少させることを目指す。

(2) 計画と進捗状況

①除染特別地域

2012 年 1 月に環境省より示された工程表においては、線量が高すぎて除染効果が期待できない一部区域を除き、2012 年度から 2013 年度末までの 2 年間で本格除染を完了し、仮置き場へ搬入するとの目標が示されていた。しかし 2013 年 9 月に行った「除染の進捗状況についての総点検」を踏まえ、個々の市町村の状況に応じて除染実施計画の見直しが行われた。またこれと併せ、除染の加速化・円滑化のための施策を講じるとともに、復興の具体化・進展に応じて除染の進め方を柔軟に見直すこととされた。2014 年 2 月末現在の除染事業の進捗状況と、見直し後の除染作業完了目処は図表 13 に示すとおりである。

図表 13 除染特別地域の除染の進捗状況（2014年2月末現在）

	除染対象区域 人口（概数） （人）	除染対象 面積（概数） （ha）	区域見直し	除染の進捗状況（2014年2月末現在）				
				除染計画	仮置き場	同意取得	除染作業	除染作業 完了目処
田村市	400	500	2012/04	2012/04	確保済	終了	2013/06完了	完了
楡葉町	7,700	2,100	2012/08	2012/04	確保済	ほぼ終了	作業中	2013年度内
川内村	400	500	2012/04	2012/04	確保済	終了	概ね完了	2013年度内
南相馬市	13,300	6,100	2012/04	2012/04	約6割	約3割	作業中	2016年度内
飯舘村	6,000	5,600	2012/10	2012/05	約5割	約8割	作業中	2016年度内
川俣町	1,200	1,600	2013/08	2012/08	約8割	約9割	作業中	2015年度内
葛尾村	1,400	1,700	2013/03	2012/09	約3割	ほぼ終了	作業中	2015年度内
浪江町	18,800	3,300	2013/04	2012/11	約2割	約4割	作業中	2016年度内
大熊町	400	400	2012/11	2012/12	確保済	終了	作業中	2013年度内
富岡町	11,300	2,800	2013/03	2013/06	約4割	約2割	作業中	2016年度内
双葉町	300	200	2013/05	調整中	2013年11月末現在調整中			調整を継続

（出典）環境省除染情報サイトをもとに作成

（注）計画見直し後の除染作業完了目処について、多くの自治体に関して宅地やその近隣の森林等と、その他の地域とで完了目処の時期を分けて設定しているが、ここでは時期の遅い方を記載した。

②汚染状況重点調査地域

指定を受けている100市町村のうち、実施計画を「当面策定する予定」としている市町村の全てにあたる94市町村で、計画を策定し除染が実施されている。そのうち、2012年2月25日現在で6市町村（茨城県常陸太田市、同つくば市、同ひたちなか市、同鹿嶋市、同稲敷市、同美浦村、群馬県東吾妻町）においては除染作業が完了したことが公表されている。

各市町村の除染実施計画は、福島県内を中心に5年間、それ以外の地域では2～3年間の計画期間とする市町村が多く見られる。

図表 14 汚染状況重点調査地域の除染の進捗状況

福島県内 （2014年2月末現在）	発注割合 （発注数/計画数）	実績割合 （実績数/計画数）	福島県外 （2013年12月末現在）	発注割合 （発注数/予定数）	実績割合 （実績数/予定数）
公共施設等	約9割	約8割	学校・保育園等	ほぼ発注済	ほぼ終了
			公園・スポーツ施設	ほぼ発注済	ほぼ終了
住宅	約7割	約4割	住宅	約6割	約6割
-	-	-	その他の施設	約8割	約8割
道路	約7割	約3割	道路	約9割	約9割
農地・牧草地	約8割	約7割	農地・牧草地	約9割	約7割
森林（生活圏）	約4割	約2割	森林（生活圏）	約5割	約1割

（出典）環境省除染情報サイトをもとに作成

（注）福島県内の計画数は2013年度末までの累計。全体数は各市町村により、調整中や未定となっており、今後増加する可能性がある。福島県外の予定数は2013年12月末時点で具体的に予定のある数を含めた累計であり、今後増加する可能性がある。

（研究員 海老澤 剛、竹内 広悟）

IV. 建設関連産業の動向 — ガラス工事業 —

今月の建設関連産業の動向は、建設業許可 28 業種の 1 つであるガラス工事業についてレポートします。

1. ガラス工事業の定義と概要

ガラス工事業は建設業許可 28 業種の 1 つであり、建設業法第 2 条第 1 項別表第 16⁶において「工作物にガラスを加工して取付ける工事」と定義されている。具体的には、ガラスを加工しシール材等を用いて開口部、天井および壁などに固定する工事を行う業種である。

日本では、明治維新後に急速に進んだ建築の洋風化に伴って板ガラスが普及し、窓ガラスなどに使用されるようになった。その後、製造技術の発展により平滑度や透明度に優れかつ大きなサイズのガラスが生産されるようになると、ドアなどの開口部全体にガラスを使用することができるようになり、現在では外壁全体をガラスで覆うことが可能となるまでに至っている。また、建築技術の観点からも様々な研究が行われ、日本のような地震国においてもカーテンウォール工法に代表されるような高層建築物の外壁へのガラスの使用が可能となり、建築分野におけるガラス工事の範囲は広がっている。

また、工事範囲の広がりだけでなく、ガラスの機能、性能に対する要求の高度化、多様化に応じて様々なガラスが生み出されている中で、その取付け作業を行うガラス工事業の重要性は増している。

2. ガラス工事業の現状について

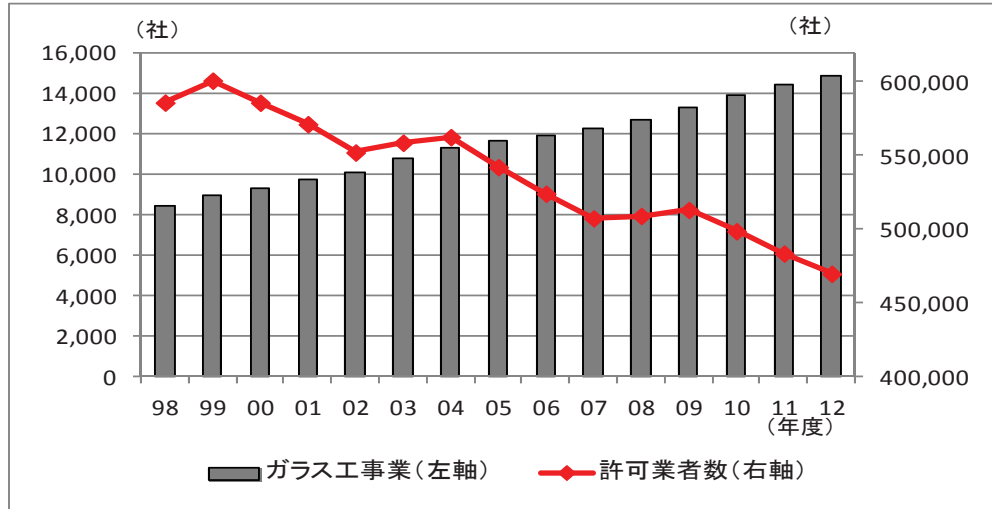
(1) ガラス工事業者数の推移

図表 1 は 1998 年度から 2012 年度のガラス工事業の建設業許可を取得している業者数の推移を示したものである。2012 年度末における建設業全体の許可業者数は 469,900 業者で、そのうちガラス工事業の許可業者数は 14,830 業者（全体の 3.0%）であり、前年度比で 3.2% 増と熱絶縁工事業（4.0%増）に次いで増加している。

また、建設業全体の許可業者数は 1999 年度をピークに年々減少を続けているが、ガラス工事業の許可業者数は毎年度着実に増加しており、1998 年度（8,431 業者）から 2012 年度（14,830 業者）にかけて 8 割弱の伸びを示している。

⁶ 昭和 47 年 3 月 8 日建設省告示第 350 号、最終改正昭和 60 年 10 月 14 日建設省告示第 1368 号

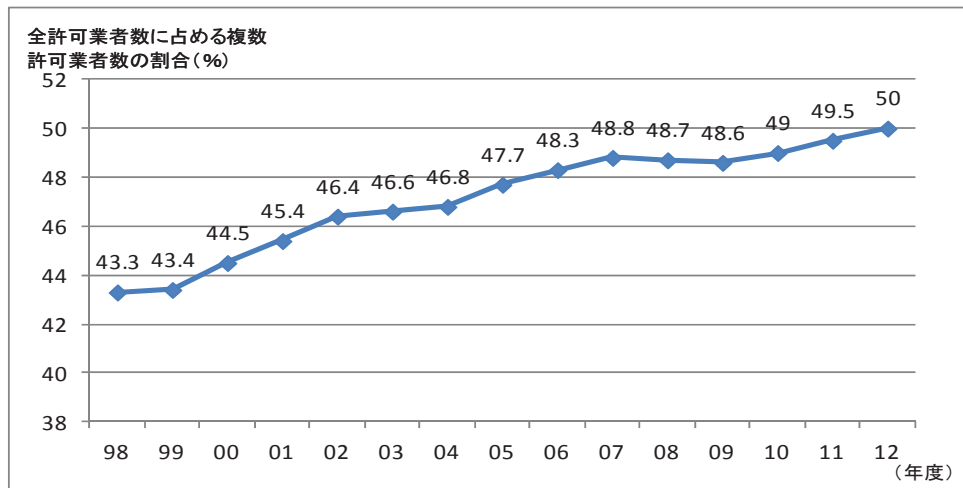
図表 1 ガラス工事業許可業者数と建設業許可業者数の推移



(出典) 国土交通省「建設業許可業者数調査の結果について」

図表 2 は、1998 年度から 2012 年度の全許可業者数に占める複数許可業者数の割合を示したものである。ガラス工事業の業者数が増加している理由の 1 つとして、他業種の建設業許可を既に取り得している業者が厳しさを増す経営環境を背景として多能工や異業種への進出といった業容の多角化の一環で、許可の取得に動いている可能性が考えられる。このことは、全許可業者数における 2 業種以上の建設業許可を保有している業者の占める割合が、2008 年度および 2009 年度を除き年々増加していることから窺える。

図表 2 全許可業者数に占める複数許可業者数の割合



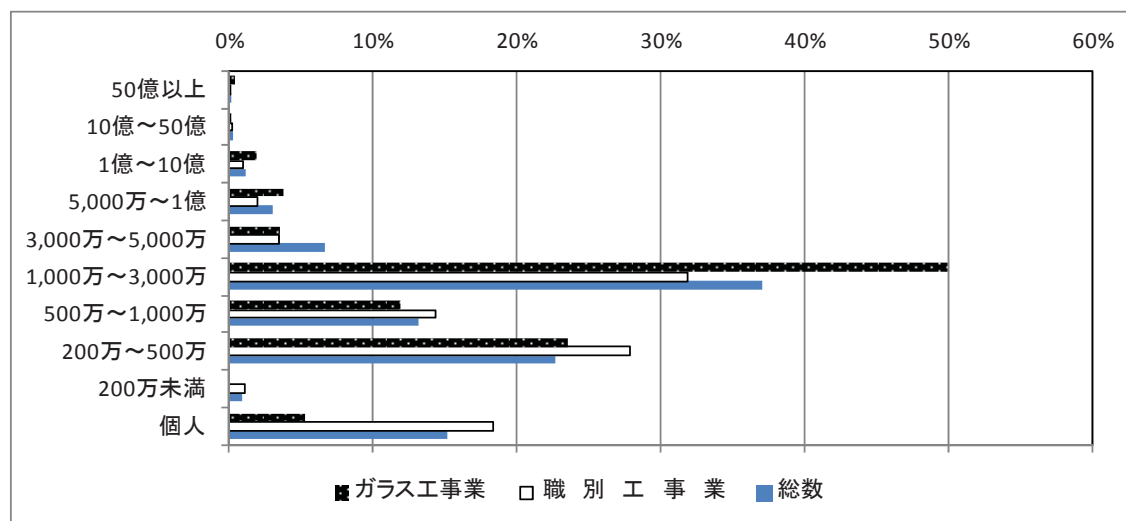
(出典) 国土交通省「建設業許可業者数調査の結果について」

(2) 資本金階層別に見た業者構成

図表 3 は 2011 年 3 月末時点の全建設業者、職別工事業⁷およびガラス工事業者を、資本金階層別に分類したものである。ガラス工事業者では「1,000～3,000 万円」の階層が 49.9% (458 社) と最も多く、次いで「200～500 万円」が 23.5% (216 社)、「500～1,000 万円」が 11.9% (109 社)、「個人」が 5.2% (48 社) となっている。

なお、前回レポート⁸調査時点のデータ (2012 年 6 月末) では「1,000～3,000 万円」(29.1%、308 社)、「200～500 万円」(28.7%、276 社)、「個人」(20.3%、195 社)「500～1,000 万円」(4.2%、40 社) の順であり、前回調査時と比較して「200～500 万円」、「個人」の業者が大きく減少する一方で、「1,000～3,000 万円」および「500～1,000 万円」の業者が増加している。

図表 3 資本金階層別に見た建設業者総数、職別工事業およびガラス工事業者の割合



(2011 年 3 月末)

(出典) 国土交通省「建設工事施工統計調査」

(3) 就業者数の推移

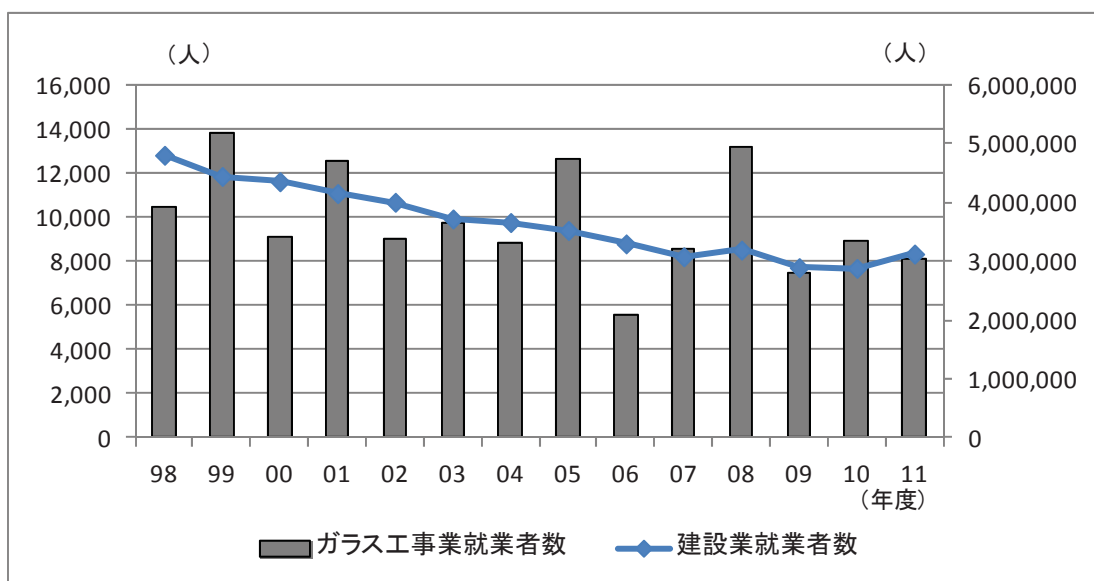
図表 4 は 1998 年度から 2011 年度の就業者数の推移を、建設業全体およびガラス工事業について示したものである。建設業全体の就業者数は 1998 年度 (4,800,978 人) から 2011 年度 (3,124,065 人) と 3 割強減少しているのに対し、ガラス工事業の就業者数は年度毎のばらつきを考慮する必要がある⁹ものの、1998 年度 (10,473 人) から 2010 年度 (8,057 人) と 2 割弱の減少にとどまっており、減少ペースは建設業全体に比べて緩やかである。

⁷ 日本標準産業分類上の大分類「E 建設業」のうち、中分類「07 職別工事業 (設備工事業を除く)」に該当する許可工事業種。16 工事業が該当する。

⁸ マンスリー No.259 (2010 年 9 月号) 23 ページ

⁹ 国土交通省が実施する「建設工事施工統計調査」は調査対象選定の際にサンプリングを行っており、個別業種の値についてはばらつきが出る可能性があることに留意する必要がある。

図表 4 ガラス工事業者及び建設業就業者の推移

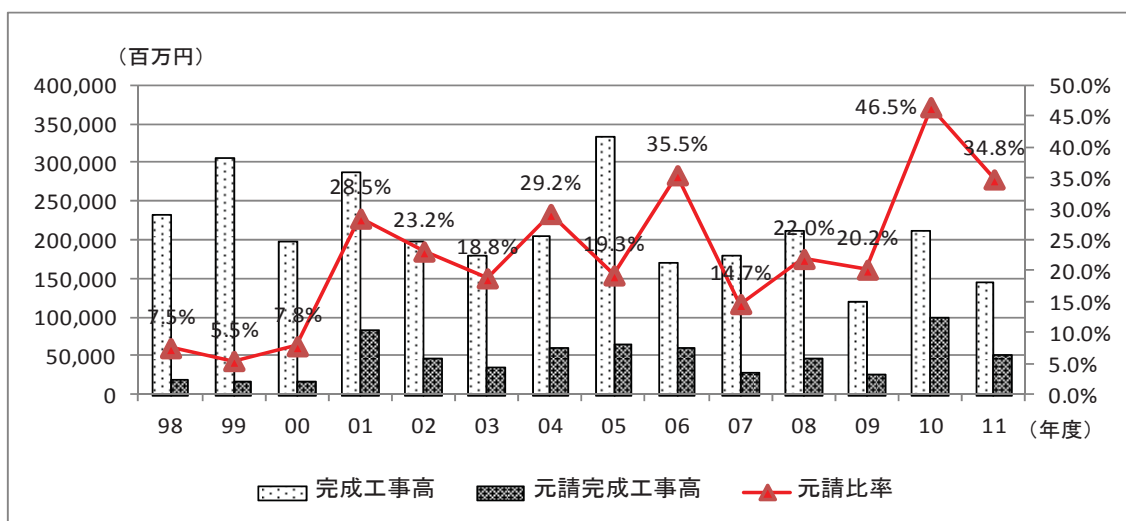


(出典) 国土交通省「建設工事施工統計調査」

(4) 完成工事高の推移

図表 5 は 1998 年度から 2011 年度のガラス工事業の完成工事高、元請完成工事高および元請比率の推移を示したものである。就業者数と同様に年度毎のばらつきを考慮する必要があるものの、完成工事高については建設投資の減少ペースとは連動していないことがうかがえる。

図表 5 ガラス工事業の完成工事高、元請完成工事高および元請比率の推移



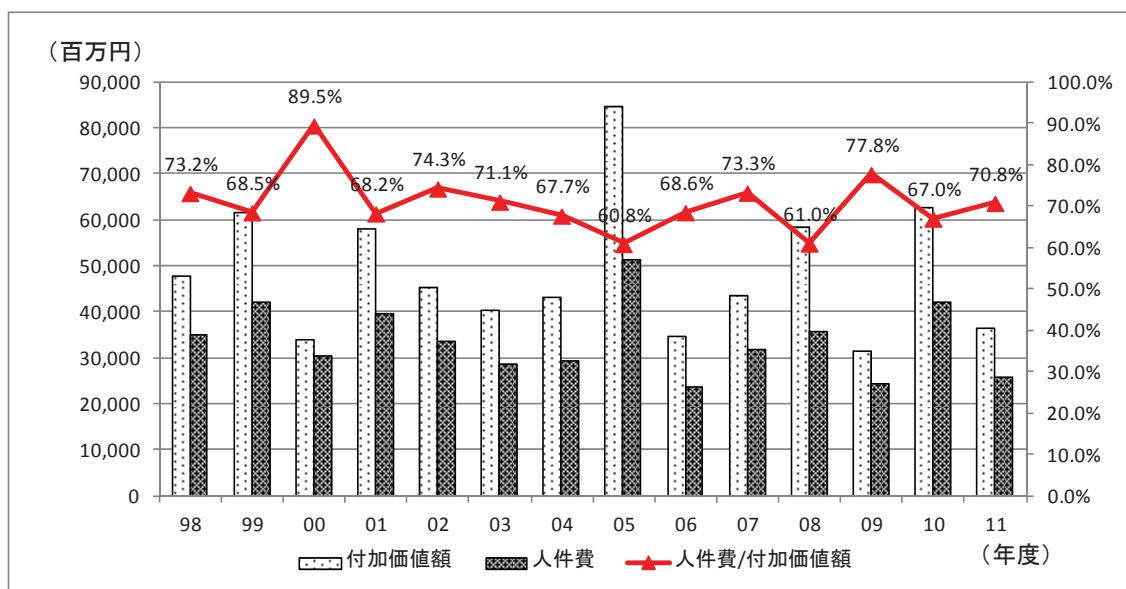
(出典) 国土交通省「建設工事施工統計調査」

また、元請比率は年度毎のばらつきはあるものの、2001年に大幅に上昇して以降おおそ20～40%の間で推移しており、2011年度は約35%となっている。この理由の一つとして、リニューアルやリフォームなど維持修繕工事の比率が高まる中でガラス工事業者がゼネコンなどを通さずに直接元請会社として仕事を請け負うケースが増加しつつある、という業界全体の動向が考えられる。

(5) 付加価値額等の推移

図表6は1998年度から2011年度のガラス工事業の付加価値額（労務費、人件費、租税公課および営業損益）、人件費および人件費が付加価値額に占める割合の推移を示したものである。年度毎のばらつきを考慮する必要はあるものの、ガラス工事業の付加価値額は2005年度を除き概ね横ばいとなっている。また、付加価値額のうち最も大きな割合を占める人件費は概ね70%前後で推移している。

図表6 付加価値額等の推移

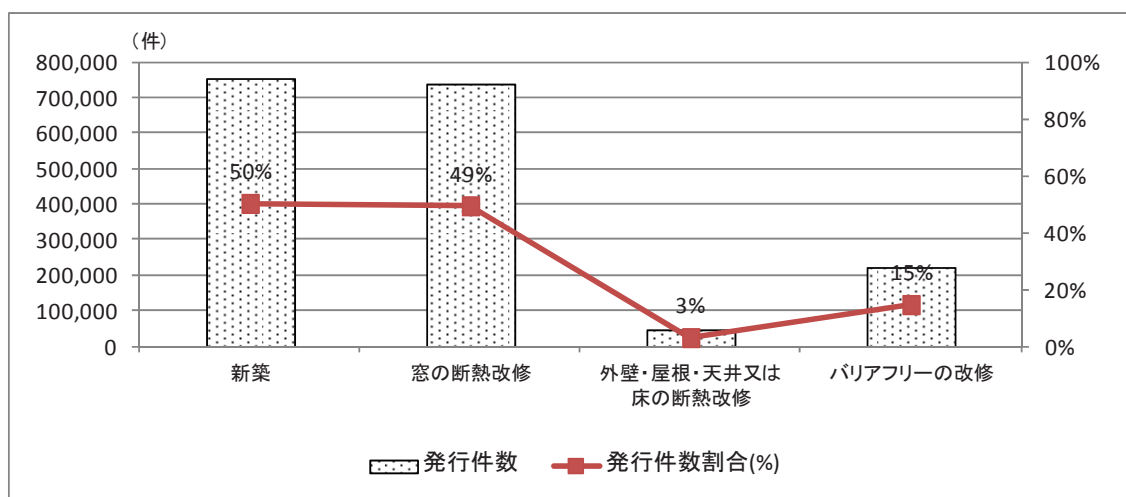


(出典) 国土交通省「建設工事施工統計調査」

3. 今後の課題と業界の動向について

図表 7 は 2012 年 4 月末までの住宅エコポイント¹⁰発行状況を主な項目について示したものであり、リフォームのなかでも窓の断熱改修が盛んに行われていることがわかる。住宅における熱の出入りは開口部が一番大きく、この部位の対策が最も効果的かつ現実的であり¹¹、エコガラスや二重サッシを導入する住宅が増加していることが考えられる。リニューアルおよびリフォーム市場は今後も拡大が期待される有望な市場であり、ガラス工事業界にとっても期待が持てると考えられる。

図表 7 住宅エコポイント発行状況（2013 年 9 月末累計）



(出典) 住宅エコポイント事務局「住宅エコポイントの実施状況について」

また、既存のオフィスビル等においても、ガラスの複層化により断熱性能を高め冷暖房費の節約を可能にすることで競争力を高めようとする動きが出てきているところである。

省エネのための施策が官民一丸となって多々講じられる中で、ガラス工事業は今後より大きな役割を担う可能性を秘めている。ガラス工事業界が省エネ改修実績を積み上げ、業界の発展と省エネルギー化に貢献することが期待される。

(担当：研究員 竹内 広悟)

¹⁰ 2009 年 12 月 8 日の閣議決定を経て創設された住宅版エコポイント制度は、2011 年 7 月 31 日までの着工分で一旦終了した。その後、同年 10 月 21 日に閣議決定された第三次補正予算により、復興支援・住宅エコポイントとして再開され、2012 年 10 月 31 日までの着工分で終了した。(ポイント交換期限は 2014 年 3 月 31 日)

¹¹ 板硝子協会 HP 参照。

編集後記

朝の出勤時の車内で、40代位の二人組の作業員が、競馬新聞を手に今度のレースを楽しそうに予想し合っていた。一人が駅に降りるともう一人は窓越しに笑顔で手を振り挨拶を交わしていた。

夕、帰宅時の車内で乗換え駅に停車した時にドア付近に立っていると、「おじさん、邪魔だなー」と、降りようとした若者の作業員が独り言のように呟いて、素早く仲間と電車を降りていった。

以前はあまり目にする事が無かったが、最近、通勤中の車内で作業服を着た人々の姿を多く見かけるようになったと思う。スーツ姿のサラリーマンの表情にはそれ程変化はないように見えるが、建設作業従事者の活気のある姿を目にすると、昨今の業界での人手不足の状況と、景気が上向いているのではないかという思いを想起させられる。

現在、建設業界の人手不足に関しては、事業の執行調整、建設コスト等において解決すべき課題は大変多く、対策として労働環境・待遇の向上や、技術の習得・育成、外国人労働者の国内での就労延長などが検討、着手されてきている。

震災復興、東京五輪、インフラの更新等、業界が取り組んでいかなければならない事業は今なお多く、今後も建設業における官民双方の推進展開を強く求められると考えられるが、長いトンネルをようやく抜け出てきている現在の業界の活況を踏まえて、建設に携わる人々の勤務状況・生活が向上し、また周辺業界と消費に好影響がもたらされるよう望みたい。

(担当：研究員 森田 素久)